

労働組合をなんにも知らない『宮崎なつき』が  
執行委員になって組合活動に取り組んだら

# THE JICHIKEN

【自治研活動の実践】



## まえがき

この本は、自治研活動を実践するためのものです。

公務員バッシング、民営化の流れ、自律的労使関係制度のスタート、そして特異な政策を掲げて当選していく首長の出現……。私たちを取り巻く環境の変化のなかで、組合運動をどうすすめていくか、その大きなヒントが自治研活動にある、と考えています。また、自治研活動自体が、日常の組合活動と遊離し別のところにあるのではなく、組合活動と一体の関係にあるということを理解していただくために、この本をつくりました。

「自治研活動を始めよう」といくら方針提起しても、「新しいことに取り組まなければならない」という負担感が先で、なかなか前に進んでいけないのが現実です。しかし、市民のみなさんに喜んでもらえる仕事、質の高い公共サービスの提供、市民生活がより安全で豊かなものになるための役所にしようと労働組合が積極的に推進したら、市民のみなさんが労働組合の一番の理解者になってもらえるのではないのでしょうか。その信頼関係を築きあげられれば、人勤がなくなり、労使の自主的な交渉にゆだねられる賃金、労働条件は、いままでとは違った展開になるはずです。

仕事の改革、サービスの向上、市民といっしょにすすめるまちづくりを私たちは、地方自治研究活動（略して「自治研活動」）と呼んでいます。そしてその自治研活動のなかから、私たちの労働条件の改善の道がひらけ、仕事へのやりがいも生まれてくるとしたら、自信をもって取り組めるはずです。

この本は読みやすくするために、「物語」から始まっています。組合活動と自治研活動がどのようにつながっているかを理解しながら、「いまなぜ自治研活動が必要なのか」、「自治研活動のHOW TO」を通じ、実践方法も掲載しました。また、「自治研の歴史」を理解するための資料も盛り込みました。

それでは、自治研活動の実践をスタートさせましょう。

## CONTENTS

### 01 宮崎なつき 自治研物語

労働組合をなんにも知らない『宮崎なつき』が執行委員になって組合活動に取り組んだら

### 23 物語のあとがきに寄せて

### 24 なつきの HOW TO JICHIKEN

自治研にトライしよう！

### 29 自治研活動活性化のカギをにぎる県本部の役割

### 30 いま、なぜ自治研活動が必要なのか

### 32 [資料1] 自治研の歴史

### 44 [資料2] 自治研全国集会の開催経過



# 自治研物語

## JICHIKEN STORY



### 労働組合をなんにも知らない『宮崎なつき』が執行委員になって組合活動に取り組んだら

それは5月の連休明けの朝だった。  
 なつきは出勤前にいつものように新聞に目を通した。  
 新聞を読む習慣は、市役所の最初の研修で新聞の地域版は必ず読んでくるようにと言われたことがきっかけだった。周辺自治体の取り組み、地域で起こっている問題など、市の職員として必要な情報がそこには掲載されていることが多かった。  
 そしてこの朝もなつきの市のことが掲載されていた。

## 01 Story ある日突然の新聞報道

### 「学校給食、全面民間委託化へ」

「学 校給食、全面民間委託化へ」  
 大きなタイトルが目飛び込んできた。なつきは瞬間、やっかいなことになるなあと考えた。

なつきは1ヶ月前に市職労の執行委員になったばかりだった。なりたくなってしまったわけではない。押し付けられてしまったのだ。

宮崎なつき、28歳。

4年前に市役所に入った。それまでは、派遣会社に2年間所属し、生命保険会社や旅行会社で事務の仕事をしてきた。しかし収入や就労条件も悪く、何よりもずっと働き続けられる仕事がないと思っていた。なつきは、いろいろ調べた結果、市役所が自分に適しているのではないかと考えた。給料の面でも休暇も育児制度も整い、人事異動は市内に限られている。これが民間会社だと、男女に給料格差があったり、総合職として仕事をしていくには日本全国どこへでも異動させられたり、育児制度はあっても実態としてとれないなど、女性が働き続けるにはやはり地方公務員だと思ったのであった。そして

猛烈に勉強し、2回目のチャレンジで地元の市役所に入ることができたのだ。

市役所に入ると1週間の研修があった。その最終日の午後5時15分から、労働組合の加入説明会があった。しかし、なつきは加入書を書けなかった。派遣社員といえども民間会社で2年間バリバリ働いてきたし、労働組合の必要性も感じてこなかった。ましてなつきは労働組合に対し、いい印象を持ってはいなかったのだ。

なつきは市民課に配属されたが、その後も組合役員が職場に来ては、組合加入をすすめられた。そのたびに断り続けたが、4ヶ月後、組合の女性部長の福島裕子が昼休みに訪れ、とうとう加入書を書くことになった。納得して入ったわけではないが、何度も組合役員に来られることがわずらわしかったし、福島裕子にはどこか安心感がある雰囲気があった。

3年後、なつきは商工課に異動となった。市の人事方針で新規採用職員に多くの仕事を体験させるため3年サイクルで2回の異動がルーティン化

されていた。商工課でのなつきの仕事は、市内中小企業向け資金融資と商店街活性化事業や空き店舗対策だった。ここでなつきは不本意ながら、組合のユース部の委員になってしまった。ユース部は30歳までの男性女性組合員で構成されているが、委員を選出する順番が商工課となり、30歳までの組合員はなつき一人だったため自動的にまわってきたのだった。ユース部の活動は、スキー学校、ボウリング大会、平和活動、オキナワ交流ツアーなどレクリエーションや交流活動が中心だった。なつきは最低限の会議にしか出られないことを条件に渋々受けたのだった。ところが10カ月後、県本部ユース部主催の春闘討論集会の参加予定者が急ぎよ行けなくなり、ユース部長から頼み込まれ、やむを得ずなつきが行くこととなってしまった。

この会議に行つてなつきは驚いた。県本部の賃金部長が春闘の情勢と方針を説明したのだが、なつきにとつては使っている言葉自体がわからぬ。春季生活闘争、確定闘争、単組、オルグ、人勧、スト批准・・・極めつけは自律的労使関係、労働協約締結権。むずかし過ぎて、説明が始まって10分もすると参加者の多くが眠りはじめたりメールを打ったり・・・そ

れもそのはず、この会議のレジュメは、自治労本部が県本部役員を対象にした会議で配布したものをそのまま使用したのだった。この県本部役員は、何の工夫も加えず、組合用語も組合活動もユース部役員がわかっているという前提で説明をしているのである。1〜2年で交代していくユース部役員には、会議自体が拷問である。何のための会議なのか、何を目的にした会議なのか、春闘の時期がきたから、昨年もやったから開催しただけとしか思えない会議。なつきは腹が立った。

1週間後、自分の組合のユース部定例委員会で、県本部春闘討論集会の報告と感想を求められたなつきは、「休暇を取つてまで行つたのに、組合の専門用語がポンポンと飛びかい、言っている意味がわからず、『交流会』という名の夜の宴会もやり、組合費を使っているのに何の成果も要求されず、レポートの提出すら義務付けられることもなく、寝ているもの続出の会議など、民間会社では考えられない」と思わず言ってしまったのである。

1ヶ月後、なつきはユース部の部長にならされていた。ユース部は男女交代で部長を決めていたが、次は女性ということ、それがなつきに

なつてしまったのである。そしてユース部の部長は、市職労の執行委員

も兼ねるというおまけまでついていたのであった。

## Story 02

### 給食調理員の強制配転

「組合役員は何をしていたんだ、何のために組合費を払ってきたんだ」

「学 校給食、全面民間委託化へ」。なつきはその新聞記事を読み始めた。

その記事によれば、「現在各小中学校でつくられている給食を、市内2ヶ所に新たな給食センターをつくり、2年後に全面民間委託するというのが市の計画」となっていた。また正規職員である給食調理員は、行政職への試験を受けさせ任用替えを行い、今後は事務職員として市役所で働いてもらうというものだった。

あとでわかったことだがこの記事は、事前協議どころか事務折衝も、さらには組合に何の情報提供もないまま、新聞にいきなり掲載されたのであった。

周辺の自治体では、正規職員の退職に伴う欠員不補充で、小中学校の給食調理室をそれぞれを徐々に民間委託する方法や、自校方式給食をセンター方式に変え、正規の調理員と臨時職員で対応する方式が増えていた。

なつきの市では、給食調理員が1校につき、正規職員と臨時職員あわせて3〜5人で運営されていたのであった。

この記事が掲載された翌日、緊急の学校給食部会全員集会が開催された。この集会にはなつきをはじめ市職労執行部全員が参加したが、冒頭から激しい意見が出された。

「部会役員、市職労執行部は今回のこの市の計画を知っていたのか。組合役員として、これほどまでの大きな計画を知らなかったとしたら、自分たちは何のために組合費を払ってきたのか」

「現場の調理員に一切の意見も聞かないで、なぜ突然新聞に発表されたのか」

「どこの役所だつて徐々に民間委託していくが、今回の計画は給食調理員に強制的に試験を受けさせ、事務職に配転させようとしている。パソコンにさわったこともなく、この年



になって事務職などできるわけがない」

急ぎよ開かれた全員集会には、組合に対する不満、教育委員会、市当局に対する怒りであふれた。断固たたかえという一方で、新聞に発表された以上、たたかってもしょうがないのではないか、という意見も出されたが、現場の調理員も組合もまったく無視された一方的な計画なので、とにかく交渉を行い、抗議をしたうえで白紙撤回させるべきだとの方針が確認された。

その後交渉がもたれることとなった。当局側は、副市長、教育長、経営推進室長、学務課長、そして人事係長が出席した。市職労との交渉で、

### 03 Story

## 経営推進室長、交渉で発言

「学校給食の民間委託化は、時代の要請です」

組 合の交渉メンバーは、市職労の副委員長、書記長、現業部長のほか学校給食部会の部長と事務局長の5人だった。

冒頭、副委員長が発言した。

「今回の新聞記事が組合との協議もなく、さらに現場で働く調理員にも学校長にも一切の相談もなく、一方的にプレス発表したことをまずもつ

経営推進室長が出てくることははじめてである。この経営推進室長とは、市長が「任期付職員」の制度を利用して民間から採用した職員であり、市長の側近中の側近であった。

今回のこの学校給食の全面民間委託計画の背景には、1年前、民間企業の経営コンサルタントをしていた人物が「市役所に民間なみのサービスを」と訴えて現職市長を僅差で破り当選したことから始まっている。その市長が、経営推進室なる新しいセクションを設置し、そこに市長のブレーンを兼ねた人物を引っ張ってきたのである。よって今回の計画は教育委員会主導というより、市長とその室長がえがいた計画であった。

て抗議する。私たち組合は子どもにとっての学校給食がいかに重要であり、さらに調理員の事務職への配転という、大幅な労働条件の変更に ついて何ら交渉することなく新聞発表したことに對し、白紙撤回を求めるものです」

これに對し回答しようとした副市長を制し、経営推進室長がこう発言



した。「新聞発表といっても市としてはあくまで計画の段階であり、今後、議会や学校関係者にも説明していきたいと思っています。市長は『市役所に民間なみのサービスを』と訴えて当選しました。民間なみのサービスをしていくには、新しいサービスが必要で、子育てに對しても介護に對してもです。それにはお金が必要です。そのお金を捻出するには、新

しい視点で行政の仕事を見直さなければなりません。残念ながら、現行の学校給食はあまりにも経費が掛かりすぎます。全面民間委託するといったって、調理員を解雇するわけはありません。事務職への配転の試験も形式的なものです。時代はどんどん変わっているんです。そのことを職員自身も組合もぜひご理解していただきたいと思っています」  
そして激しいやり取りが続く。

**書記長**「何をもって『民間なみのサービス』といつているか我々には理解できない。市長もそしてあなたも民間会社の仕事と自治体の仕事を同じ次元でとらえているが、そもそも役所の仕事は利益を生むところではない。もうかる仕事ならばとくに民間企業がやっています。私たちの毎日の仕事は公共サービスです。収入のない人に対してもサービスを提供する、社会のセーフティネットではない領域ともいえます。学校給食は、教育の一環です。日本に学校給食法ができて半世紀以上がたっています。学校給食は多くの子どもたちの成長を支えてきたし、『食育』はいまや学校教育のなかでも大きな役割を担っています。そういう学校給食の歴史や役割をわかつたうえで今回の計画を立てたんですか、あなたは」

**経営推進室長**「そういう情緒的な話ではなく、私たちは現実を見て、時代の変化に対応する自治体になければならないと考えているんです」

**書記長**「言葉に気をつけていただきたい。私は何も情緒的なことを言っているのではない。あなたが知らないであろう学校給食の大きな役割について言っているのです。学校給食は子どもたちの栄養と成長に果たしてきた役割だけでなく、食の文化、食の安全を守り育てる食育の現場なんだということをおあなたは理解しているのかといつているのです。経営推進室長の頭は、お金の面だけで学校給食を考えているだけではないですか、その程度のレベルなのですか」

**学校給食部会長**「私たちは毎月一回、地域の食材だけでつくった給食、『ふさと給食』に取り組んできました。そして文科省も後援している全国学校給食研究協議大会の分科会で実践報告も行い、参加者からも高い評価もいただきました。私たちなりにこの間、子どもたちのために努力してきましたつもりです。それをまったく無視し、問答無用で民間委託するというのは絶対に納得できません」

**教育長**「でも、この『ふさと給食』に組合は最初、反対したではないですか。あれは栄養士のパフォーマンスタどか、野菜にドロがついたまま持ち込まれては作業が大変だった」

**学校給食部会事務局長**「はじめはそうでした。しかし、地域の農家のみなさんから感謝されたり、先生たちがその給食を教材にして授業をしていることがわかったとき、私たちも嬉しかったし途中からは積極的にやってきましたはずです」

**学校給食部会長**「先ほど書記長が学校給食には半世紀以上の歴史があるといいますが、私たちも自治労の学校集会で子どもたちのためにどうしたらいい給食がつくれるのかを勉強していますし、全国的には『全国学校給食甲子園』というコンテストも毎年開催されています。また最近の学校給食の取り組みとして、ある町では子どもたちの非行と食生活の乱れには関係があるのではないかといいことで、学校給食改革に取り組みました。そしてパン食から発芽玄米入りのご飯食に変え、主菜は肉より魚を多くし、お米や野菜は地域の農家と契約し、低農薬のものを調達するようにしたというんです。そして荒れた学校が落ち着き、成績が上がったというんです」

**副市長**「なぜそういう話をいまままでみなさんは私たちに投げかけてくれなかったんですか。私が教育長をしていた時に、学校給食部会との交渉では、みなさんは自分たちの労働条件の改善要求だけじゃなかったですか。立場の違いはあっても、子どもたちのためにもっといい給食をつくらうという議論がこんなことになる前にできていたら・・・」

**経営推進室長**「副市長、立場をわきまえて発言してください。どんな議論があつたか

論があつたか

なかつたかではなく、学校給食の民間委託は、時代の要請です。勘違いしないでください。私たちは市全体のことを考えたうえで今回の計画を推進しようとしているのです」

**副委員長**「あなたと副市長とは考え方に違いがあることがわかりました。私たちは副市長の言葉をしっかりと受けとめていきたいと思っています。今後子どもたちのためのあるべき学校給食について、組合としても提案していきたいと思っています。そのうえで今回のセンター方式による全面委託化について、あらためて白紙に戻してから話し合いをしていきたいと思ひます。いかがですか」

**経営推進室長**「そんなことできるわけないでしょう。もう新聞に発表したんですから」

**現業部長**「ふざけたことを言うな。勝手に新聞発表したのはアンタだろう」

.....

このあと交渉は延々と続いた。そして多くのことが判明した。

その一つは、臨時職員として働いてきた調理員は全員解雇となること、また来年の学校の夏休み、冬休み期間を利用して、正規調理員には事務職への配転のための研修を設けるということであつた。

04  
Story

## 臨時職員が労働組合を結成

「私たちが虫けらみたいに扱わなくてください」

給

食調理員たちはシヨックだった。今回の強制配転は、もう

自分たちはいらない人間、不要な人間だと烙印を押されたような気持ちになってしまった。そしてあらためて学校給食とは、子どもたちにとって、そして自分たちにとって何なのかを突きつけられたように思った。が、時すでに遅かったのか・・・

市職労執行部にとっても、今回のことは衝撃的だった。従来の労使関係が崩れ、市役所自体がとんでもない方向へ向かうのではないかとという不安感を抱いた。新しい市長が当選して1年。「市役所に民間なみのサービスを」をかかげた市長がまずはじめに行ったことは、行財政見直しのプロジェクトを立ちあげたこと、そして窓口職員を対象に、航空会社系の接遇専門会社の研修を受けさせるなど、予測範囲の動きであった。しかし今回の強制配転を伴う民間委託計画は、明らかにいままでとは異なる新しい動きであった。この先もつと大きな計画を出してくるかも知れない。彼らは今頃、着々とその準備をしているのかも知れないという不安であった。

安であった。

第2回目の交渉が持たれたが、交渉は平行線だった。彼らが出してきた資料は、現行の給食をつくるために人件費がどれだけ掛かり、センター方式にすればいくらの経費がマイナスになるとか、給食の食材の調達を一括センターで行えばどれだけ安く上がるかというものばかりだった。そこには、給食を子どもたちのためにつくるといふ愛情やあたたかみはみじんも含まれてはいなかった。

学校給食部会の全員集会が再び開催された。参加者は大幅に増えていた。市職労の対応により、急ぎよ調理員の臨時職員に組合がつくられたのである。そしてこの全員集会には市職労執行部はもとより、県本部役員、書記も参加した。

冒頭、結成された臨時職員の労働組合の委員長があいさつを行った。

「私たちは全員解雇だそうです。私は給食の臨時職員として働いて6年になります。その間、学校は4回変わりしました。学校の調理の仕事は職場と同じです。決められた時間に、大量の給食をつくらなければなりません。



「もししたら、今度は突然クビだということなんです。あまりに役所は勝手じゃないですか。私たちが虫けらみたいに扱わなくてください、私たちにだって生活があるんです、もっと人間扱いして欲しいって思っていたら、市職労の方が心配してくれて、今回労働組合をつくることになりました。正職のみなさんといっしょに頑張りたいと思います。よろしくお願いします」

彼女の怒りの訴えに、大きな拍手が寄せられた。

その夜の全員集会は前回の雰囲気とは明らかに違っていた。調理員たちには一つの決意のようなものがあった。それはある男性調理員のこの発言に象徴されていた。

「都会に出て板前をしてたんですが、父が倒れたために、26歳の時にふるさとに戻り給食調理員になりました。その時の役所の給料は、以前の職場の3分の2ぐらいでした。でも組合のおかげで、世間からは高いといわれる給料をもらえるようになりました。あと私は4年で定年退職ですが、この歳になって事務の仕事などできるわけがありません。配転によって職員の多くが、結果として辞めていくことになると思います。それが市長の本当のねらいかも知れません。」

ません。さきほど臨時職員の労働組合の委員長さんからあいさつがありました。ボーンラスも休暇もなく正規職員とまったく同じように働いてきた臨時職員のみなさんに私は、本当に申し訳なかったと思います。何もしてあげられなかっただけでは、私たちは見えてみぬふりをずっとしてきたんですから。でも捨てられるときは、正規も臨時も同じです。30年間子どもたちの給食をつくり続けてきて、いとも簡単にお払い箱です。私のこの30年は一体何だったんでしょうか、私は仕事をしてきた自分の誇りをいま踏みにじられた思いなのです。それが悔しくてたまらないのです。私は決意しました。包丁を手に持てなくなったら、私は自分

の意思で退職します。でも、その前にやっておきたいことがあるのです。負けてもいいから、あの市長とたたかいたいのです。黙って子どもたちの前から去るのではなく、子どもたちのためにも、そして自分のためにも、やるだけのことをやって学校から去っていききたいのです。そしてそれはここにいるみんなも、同じ気持ちだと思えます。だから市職労のみなさん、県本部のみなさん、ぜひいっしょにたたかって欲しいのです、私たちといっしょにたたかって欲しいのです。お願いします」

彼は深々と頭を下げた。その瞬間大きな拍手が会場内に鳴り響き、そしてそれはしばらく鳴り止まなかったのだった。

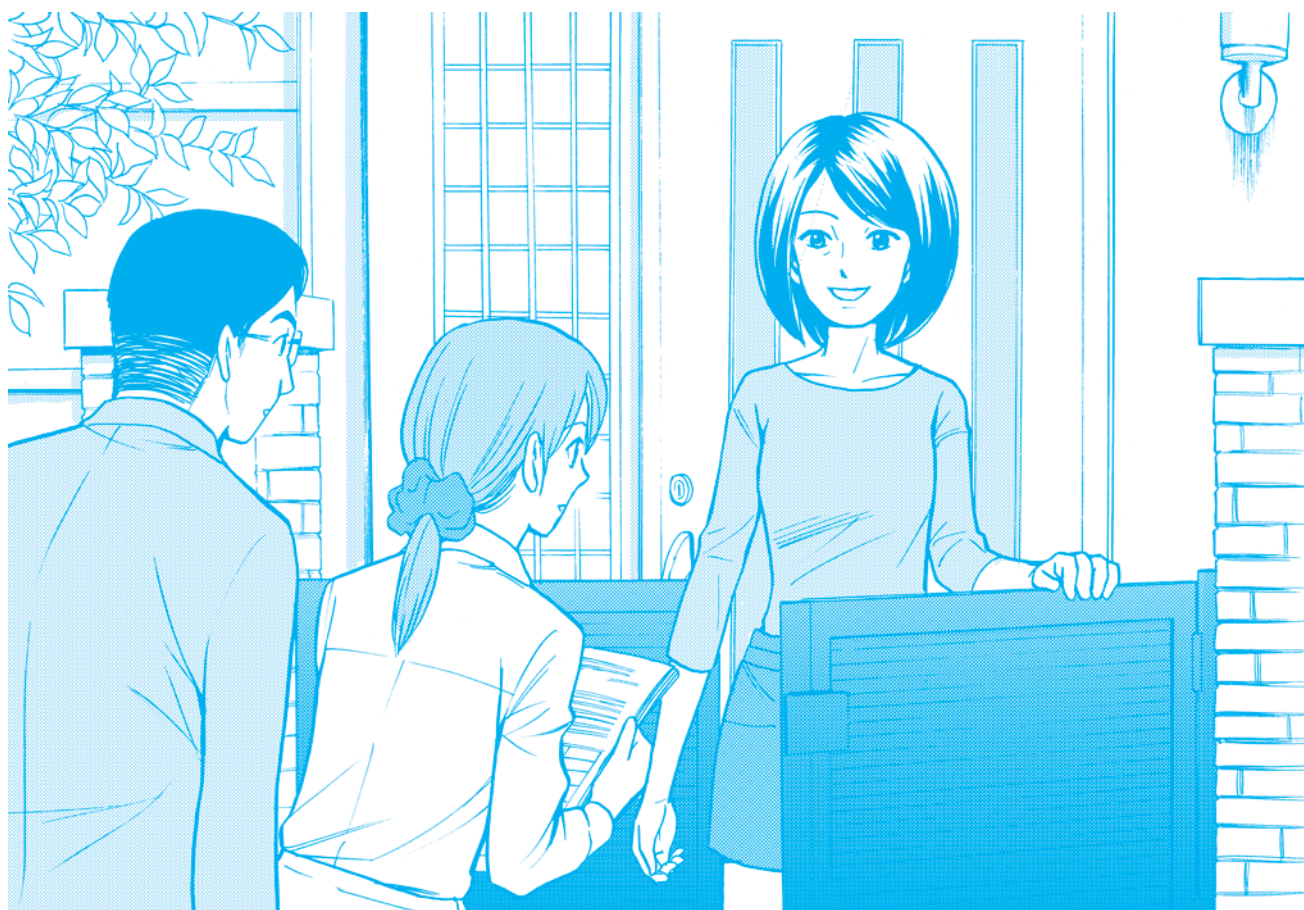
## 05 Story

### 組合、署名行動に取り組む

P T A、商店街連合会へお願いに行く

その後この全員集会で、さまざまの行動が提案された。部会では、各小学校長へ理解を求めるために、土日を使って校長の自宅に要請に行く行動が確認された。また全組合員へはニュースで学校給食の役割をシリーズで伝えることとなった。県本部は今回の民間委託が、強制配

転の大きな実例をつくることになり、他の組合に及ぼす影響があまりにも大きいと、市職労と一体となった闘争体制を組むことを約束した。そして調理員たちはいまからでも遅くはないと、自分たちでさらに安全で子どもたちが食べ残しのない給食に取り組むことを各学校で実践してみる







ことを確認したのだった。

また県本部が全県動員をかけ、市役所前で決起集会を開催したらどうかとの意見も出されたが、今回の問題は、自分たちの雇用や労働条件だけを守ることを目的とした闘争ではなく、子どもたちにとってあるべき学校給食の姿を第一に考えなければならず、何よりも親や市民に今回の問題を伝え、理解を求めることが大事なのではないかとの方向性が確認された。そこで、広く市民を含めた署名行動に取り組むことが決定された。ただ、もしこの署名が思うように集まらなければ、逆にこのたたかいはそれで決着がついてしまう可能性があり、これは一つの賭けでもあった。しかしここまで来たら、勝つか負けるかではなく、悔いのないたたかいをやろうというのが組合員の強い思いだった。

翌週の日曜日、調理員たちは自分たちの学校の校長宅へ足を運んだ。そして自分たちの今回の問題に対する考えを率直に訴えたところ、表立って応援はできないが、気持ちとは同じだと言ってくれた校長がたくさんいた。

調理員たちは次の行動として、自分たちの学校のPTA役員の自宅を何日間もかけ、署名のお願いに歩い

た。調理員は学校行事で顔をあわせているPTA役員が多く、拒否はされなかったが、何人かの役員からはいろいろと言われた。その最たる意見は、調理員の給料が高いのではないかとということであった。しかし一通りの文句のあとには、子どもが給食で牛乳が飲めるようになったとか、ニンジンやブロッコリーが食べられるようになった話から、自分が子どもたちのところに食べた給食の話にまで会話がよび、いまの学校給食が守られるのならと、協力を申し出る役員が何人も現れた。

一方県本部は、連合の各組合に署名を持って直接お願いに歩いた。特に日教組は、今回の問題は子どもたちの教育の一環である「食育」に大きくかかわる問題であり、全面的な支援体制を組むことを表明してくれた。

こうした動きのなかで市職労は、学校給食の問題を多くの市民に知ってもらうために、町会、自治会を通じてこの署名をお願いすることができなにかと考えた。そこで「町会・自治会連絡会」の会長にお願いに行った。が、「市の計画に反対するような署名は取り組めない」と一蹴されてしまった。そんな矢先、学校給食部会長が、商店街に署名をお願いす

ることはできないだろうか、と聞いて出した。部会長の話しによれば、いま学校の調理室でつくっている給食の食材は、それぞれの学校の周辺にある八百屋さん、肉屋さん、魚屋さんなどから仕入れているため、商店街なら署名に協力してくれるのではないかとのである。

市全体をたばねる商店街連合会の会長は、地元では有名な和菓子のお店だった。なつきはこの会長をよく知っている。なつきの商工課での仕事の一つに、商店街の活性化があり、

なつきはそれを担当している。

ある日の夜、市職労の委員長と学校給食部会長、そしてなつきの3人は商店街連合会の会長のお店を訪ねた。数日前になつきが会長に連絡し、趣旨については伝えてあったが、「ダメもと」となつきは自分に言い聞かせていた。会長は店先ではなく、いきなり奥の和室に3人を案内し、お茶と和菓子を出してくれた。そして委員長と部会長がこの間のいきさつと署名のお願いをしたところ、会長から意外な話しが聞かされた。

## 06 Story

### テレビ局が取材に

「子どもたちの未来のために、  
労働組合と商店街がスクラム」

## 5

月に新聞報道されて以来、商店街連合会も今回の民間委託

を心配していたのだった。実はいまの市長は、過去に大手スーパーの経営コンサルタントを長年していた。4年前、この大手スーパーを中心とした大型ショッピングセンターが、3百台の駐車場を備えこの市に進出したときに、そのプランニングをしたのがいまの市長ということだった。このショッピングセンターの進出により最も影響を受けたのが地域の商

店であり、そのため1年前の市長選では商店街連合会としては、前の市長を応援していたのだった。そして今回の給食センター方式により学校給食が民間委託された場合、その食材の購入・仕入れは地元の商店からではなく、大手の食品会社や彼自身がかかわってきた大手スーパーから大量仕入れされるのではないかとの危機感を商店街は持っていた。会長がこう言った。

「私たちだって安全な食材を提供し、

子どもたちの学校給食に何十年もかわってきまし、それで生活も成り立ってきました。このままいけば商店街は大手資本に軒並みつぶされてしまいます。組合のみなさんとは立場の違いはありますが、私たちも生き残りをかけてこの署名に取り組んでみます」

署名のお願いに行っていないながら、断られることをなけば覚悟していたなつきにとつて、それは予想外の言葉であった。

それから2週間後、商店街での署名活動が始まった。

そしてその署名のやり方には力が込められていた。署名用紙はそれぞれの商店の店頭に置かれ、買い物客一人ひとりに店主が直接声をかけ説明しながら署名をお願いするという方法がとられた。それはまさにお客さまと会話をしながら商品をお客さまで話しながら商品を売るという、商店の強みを存分に発揮したやり方であった。

市職労も商店街のパワーに後押しされ、まちに飛び出し、いま学校で何が起ころうとしているのかを訴えた。日曜日には、商店街のシャッターが閉められた店舗を借り、学校給食を100円で市民に試食してもらいながら署名を訴えた。メニューはカレーライスとあげパン。そしてい

まの給食には出されていないが、日本の食文化を子どもたちに引き継ぐと銘打った、くじらの竜田揚げの3種類が用意された。ここで飛ぶように売れたのは、懐かしいと好評だったくじらの竜田揚げだった。この取り組みは、県内に流れる朝の情報テレビ番組で、「子どもたちの未来のために、労働組合と商店街がスクラム」として大々的に報道されたのだった。

署名活動が進むにつれ、教育委員会には市民から『市役所に民間なみのサービス』と市長はいうが、学校給食はなじまないのではないか』との意見がたくさん寄せられるようになっていった。そして商店街連合会はその後、学校給食の民間委託化に反対する申し入れを直接市長に行っていたのであった。

9月の中旬、当初の目標数の3倍を超える署名が市当局に提出された。そして10月の交渉で、当局は以下の回答を行ったのであった。

「税金の有効活用として、民間で出来ることは民間にお願いし、地域全体の雇用拡大も図っていくが、子どもにとつてあるべき学校給食を学校内はもとより、父母、市民、地域を含め今後検討していきたい」とし、校長会、栄養士会、PTA連合会、商店街連合会のそれぞれの代表と学

識経験者により、協議会を教育委員会のなかに設け検討することとなったのであった。注目すべきは、商店街連合会の代表が入ったことである。

当局の強行突破は何とか阻止できた。市長と経営推進室長は、市民、商店街連合会、そして組合からこんなに反対されるとは予想もしていなかったに違いない。しかし、完全に

## 07 Story

# 公務員の労働組合はすごい

「住民が味方になってくれたら、職場はなくなるらない」

校給食民営化問題が一つの節目をむかえた頃、なつきの父が会社で倒れ、救急車で病院に運ばれた。

なつきの父、宮崎剛は、電子部品メーカーの労働組合の委員長をしていた。高校を卒業して就職した80人ほどの会社は、携帯電話の登場により、その内部部品の製造に携るや、社員200人を超える会社になっていった。

父と母は職場結婚だったが、結婚と同時に母は会社を退職した。

やがて姉が生まれ、そしてなつきが生まれた。なつきが小学生になった頃、父は

民営化の流れを阻止できたわけではない。今後はこの協議会の結論にかかっている。市職労はすぐ商店街連合会といつしよに、「安全・安心な食材を使った子どもたちのための学校給食」という研究会を発足させ、協議会に意見反映させる体制をとったのであった。

労働組合の役員をやるようになっていた。当時は労働運動、平和運動も活発で、地域の労働組合の役員も兼ねていた父の帰りは遅かった。やがて中学、高校と進んだなつきは、この父の姿を見ていて、労働組合というものに対し、いい印象を持つようになっていった。だから、市役所の労働組合に入りたくはなかったし、

入る必要も感じていなかった。それが皮肉なことに、市職労の執行員になってしまったのだった。

その200人いた父の会社の社員はいま、半分になっていた。日本では作れなかった品質の良い部品



が、ここ数年前からは労働力の安い中国でも生産できるようになり、社員100人が職場を去らなければならなかった。その交渉、次の就職先を見つげるために父はこの1年、仕事もしながら夜は飛びまわっていた。そしてこの夏、やっとそれが決着。その矢先に会社で倒れてしまったのだった。

過労が原因で倒れたと思われた父だったが、検査の結果、胃がんが発見された。数日後父は退院したが、紹介状を持って専門病院で詳しく診てもらったところ、2週間後に手術をすることとなった。

手術を前に、自宅療養していたある土曜日、パートでスーパーに働きに出ている母に変わり、なつきは父の昼食をつくり二人で食べた。食べながら父が言った。

「母さんから聞いたんだけど、なつきも組合の役員をやっているんだって」

父と組合のことを話すのはこのときが初めてだった。

「イヤイヤやらされたのよ、組合役員って大変だねえ、やるもんじゃないね」

「何が大変なんだあ」

父にそう聞かれ、なつきはこの間の一連の学校給食の問題を話した。

するとじっと黙って聞いていた父がこう言った。

「公務員って、いいな」  
「えっ」

父までが、公務員バッシングをするのか。瞬間、なつきは話さなければよかったと思った。

父はなつきが誤解しているとすぐわかり、箸を置いてなつきの目を見つかり見てこう言ったのだった。

「公務員はすごい、公務員の労働組合がうらやましいんだよ。だって住民が味方になってくれたら、職場がなくならないし、クビにだってならなくてすむじゃないか。キチンと仕事に向き合い、子どもたちや市民に喜んでもらい、社会の役に立っていることが分かれば、みんなが応援してくれるんだもの、すごいよ」

そして父はこの間、自分の会社で起こったこと、100人の仲間が会社を去らなければならなかった経過、そして仲間とのつらい別れについてなつきに話した。

父は60歳になる。来年2月の組合の大会で委員長を降り、3月末には定年退職を迎える。二十数年間、労働組合の役員をしてきて最後の場面で、多くの組合員が仕事を奪われたことを阻止できなかった無念さがそこにはあった。

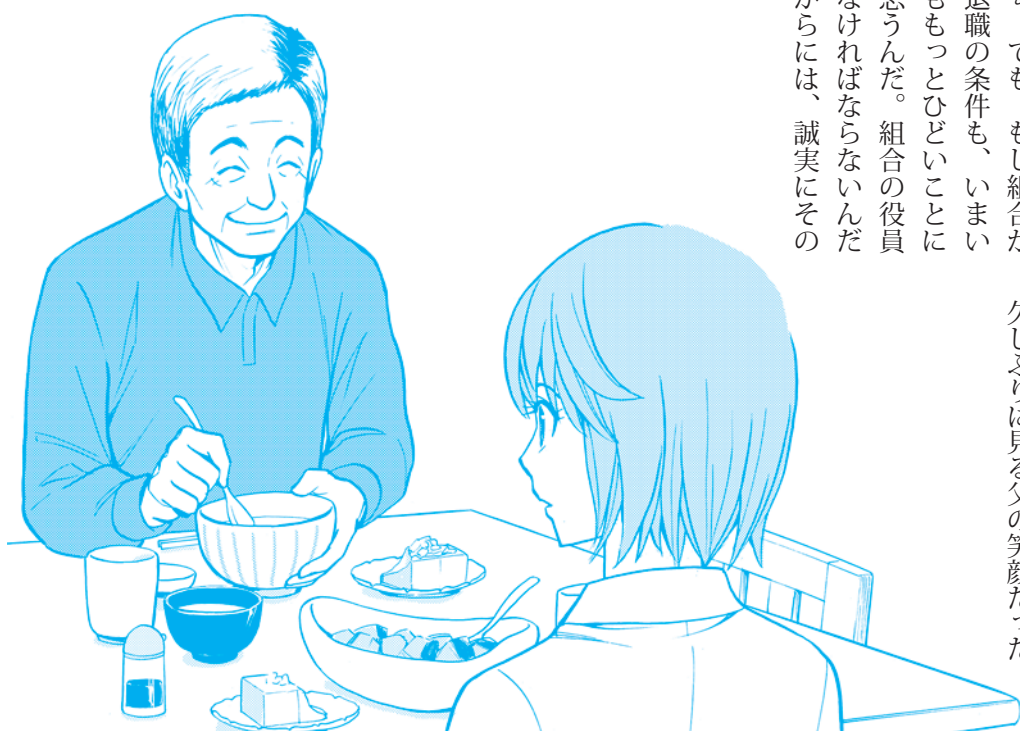
なつきが言った。

「お父さん、つらかったんだねえ。組合の委員長をしていなかったら、がんになんかならなかつたのかも知れないね。やっぱり、組合の役員なんてやるもんじゃないよね」

「そうだなあ、組合の役員はつらいことが多いなあ。でも、もし組合がなかったら、退職の条件も、いまいる社員の給料ももっとひどいことになっていたと思うんだ。組合の役員は誰かがやらなければならぬから、なつたからには、誠実にその

任務を全うしなければならぬんだよ。ね。なつきもいやいや役員なつたやつてみればいいよ。それに組合活動には、仕事では味わえない経験や喜びだってあるもんだよ」

父はニコニコしながらそう言った。久しぶりに見る父の笑顔だった。



## あらたな市長方針

「市民課の窓口業務すべてを一括民間会社へ委託」

年

が明けた。仕事始めの朝、市長の念頭のあいさつがあった。そのなかで、またとんでもないことが出された。残された任期2年4ヶ月の間に、市役所の仕事の多くを可能な限り民間に委託したいという計画が示されたのである。その手始めに、来年4月から、市民課の窓口業務すべてを民間会社に業務委託

計画が飛び出したのである。

すること、今後検討していくというものであった。なつきは市長が何を言っているのかわからなかった。窓口業務を民間委託するというイメージがわかなかったのである。

書記長がすぐ人事係長に事務折衝に行き、交渉の申し入れをおこなった。これに対し係長は、全職員に役所の仕事について、またあるべきサービスについて考えてもらうための問題提起であり、計画は最終決定したものではないので、現段階では交渉には応じられない、と言いつ張った。

後日、経営推進室長名でその詳細が庁内ランによって配信された。それによると、住民票、印鑑証明、戸籍、納税・課税証明書の受付、交付業務をしている市民課と、同様の仕事を

数日後、庁内にはさまざまな憶測が広がっていった。ある職員は、某航空会社の再建計画を出し、その航空会社では退職希望者が目標数に達しなかったため、年齢の高い人から強制的に辞めさせられた、という話や、またある職員は、夫婦で働いている場合は、どちらかが辞めさせられるのではないかと心配する意見が出された。

事務所を行っている2つの支所の窓口業務すべてを一つの民間会社に一括で委託するという計画である。そしてこの委託により正規職員自体が過剰

学校給食調理員のような現業職は、民営化によって職場自体がなくなり、場合によっては配転という問題がでてくる。しかし事務職は、職場が民営化されても人事異動によってまた次の職場で働くことができる。ところが今回はその事務職そのものの人員整理をはじめようとしているので

民間委託化がなされる、職員を減らす

ある。市長の考え方は、可能な限り自治体の仕事を民営化することである。このまま進めば、多くの職員が退職に追い込まれることになってしまふ。なつきは思った。「ずっと働き続けられる職場」と考え、やっと市役所

## なつき、「もっどら」と王会

「労働組合は何のために存在するのか」

父

は年明けから職場に復帰していた。幸い、がんは初期の段階であり、発見が早かったため胃の一部を摘出しただけですんだのだ。会社の縮小、解雇、組合員の就職先がし・・・この間、多忙を極め

たことをなつきはその会話から知っていたのだ。なつきは見舞いに来てくれた会社の方々と父のやり取りを聞きながら、父がいかにか頼りにされ、頑張っていたのかを理解することができた。それは、なつきを組合に加入させた、福島裕子のように、父はまわりの人をやさしく包み込み、安心感を与える存在なのだと、なつきはその時に思ったのだ。

身体も酷使してきただけでなく、そのストレスが病を誘発させたに違いない。なつきは、病気にまでなってしまう組合役員をしなければならない父が、かわいそうでならなかった。

父が職場復帰を果たして何日があったある夜、なつきは年明けに出された市役所の民営化について父に相談した。

父が入院中、たくさんの方が毎日見舞いでなく、退職を余儀なくされていった元社員、地域の労働組合の役員、そして社員食堂のおばちゃんまで。父の名は、「ごうちやん」とみるが、会社では「ごうちやん」とみんなから親しみを込めて呼ばれてい

父が職場復帰を果たして何日があったある夜、なつきは年明けに出された市役所の民営化方針について説明すると、父がこういった。「そうか、大変な問題だね。それで市役所で働いている職員の問題だ



けじゃない、住民の生活にも関わる大きな問題だよねえ。だったら、目先のことに振りまわされるのではなく、広く全体を見る視点でこの問題をとらえることが必要なんじゃないかなあ」

そして父は、ちよつと待っててと言いい、2階から1冊の本をもって降りてきた。

「今回の問題をどのようにたたかったらいいのか、お父さんにもすぐ答えは出てはこない。でも、どうたたくのかの前に、『なぜたたくのか』を考えたら、自ずとその方法が見えてくるのではないかと思うんだ。この本、実はまだ読みかけなんだけど、いま、なつぎが直面している問題の解決に、役に立つように思うんだが・・・」

そう言うのと、父はその本をなつぎに渡した。

なつぎはマンガの本かと思った。萌え系の女子高生のイラストが表紙に大きく描かれていた。良く見ると「もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら」と書いてある。

父は高校時代、野球部だった。甲子園こそ行けなかったが、高3のときには県内ベスト8まで進んだとよく話していた。

「これって、野球の本？」  
なつぎが聞いた。

「いや、違うよ。労働組合にも応用できる本かも知れない」

「わかった。読んでみるよ。お父さん、ありがとうね」

なつぎはその本をもって、すぐ自分の部屋へ向かった。

労働組合に活用できる本・・・なつぎはぺらぺらとページをめくった。

すると右上の1ヶ所が折られているページがあった。開くとそのページには、赤鉛筆で線が引かれている部分があった。

「顧客は誰か」との問いこそ、個々の企業の使命を定義するうえで、**もっとも重要な問いである。**

なつぎははじめのページから読み始めた。

この本は都立高校の女子マネージャーが、野球部を甲子園に連れて行くために、アメリカの経営学者、ピーター・F・ドラッカーの著書、『マネジメント』を活用して、野球部を強くしていく小説だった。あとでわかったことだが、この本は、「もしドラ」と呼ばれ、200万部を突破した大ベストセラーであった。

彼は「企業の目的」は、「顧客を満

足させることこそ、企業の使命であり目的である」と定義しているが、この「もしドラ」のなかで女子マネージャーは、「企業」を「野球部」に置き換え「野球部の目的」を考えることから始めた。そのうえで野球部にとっての「顧客とは誰か」を自問し、こう結論を導きだしたのだった。

野球部にとって顧客とは誰か？

全国の高校野球ファン、学費を払ってくれている親、先生や学校、高校野球連盟、税金で学校が成り立っているわけだから税金を払っている東京都民。そして一番の顧客は、実際にプレーする野球部員たち。

では、野球部は何のために存在するのか？

それは『感動』ではないのか、すべての顧客に感動を与えるために存在しているのではないのか、よって顧客に感動を与えるための組織、それが野球部である。

「野球部は感動を与える組織」と位置づけ、甲子園に行くためのチームづくり、対応策が次々に展開されていき、そして本当に甲子園出場を果たしてしまうのである。

本を読みながらなつぎは、あれっ、と思った。あるページの上の余白に

赤鉛筆でこう書かれていたのである。

労働組合の顧客とは誰か

労働組合は何のために存在するのか

父の字である。父が書きとめた文字である。父はこの本を読みながら、高校野球を労働組合に置き換えて考え始めようとしたのである。なつぎは大きく深呼吸をした。そして深く椅子に座り直した。父がやりかけた作業の続きを始めるために、メモ用紙とボールペンをとった。そしてしばらく考え、こう書いた。

「労働組合の顧客とは誰か」

① 組合費を払っている組合員、そしてすべての働く人たち

そう書いたが、それだけではないような気がした。なつぎはさらに考えた。労働組合の組合費は給料がなければ払えないので、広い意味では給料を支払う市長も入るかも知れない。しかしそれでは市長と労働者の対立などなかったことにもなりかねなく、おかしな結論になってしまふ。では給料の源はそもそも何なのか。父のような製造業なら部品を買ってくる会社であり、その先にいて実際に携帯電話を使っている利用者。

市役所でいえば公共サービスを利用して  
している利用者、そして税金そのもの  
を払ってくれる住民。

なつきは②としてこう付け加えた。

② サービスを利用している市民、  
税金を払ってくれている住民その  
もの

次になつきは「労働組合は何のため  
に存在するのか」を考えた。しば  
らく考え、こう記した。

「労働組合＝市役所の労働組合は何  
のために存在するのか」

① 組合員、働く人すべての生活の  
安定のための組織

② さらに、市民、住民の生活の安  
定のための組織

③ だから、みんなをしあわせにす  
る組織

なつきは、はっと思った。そうか、  
市役所の労働組合は、組合員だけ  
しあわせだけでなく、働く人すべて、  
さらに市民のしあわせのためにも存  
在している組織なのだ、と。だから、

学校給食の問題でも、自分たち職員、  
組合員のことだけでなく、子どもた  
ち、親、商店主がどうしたらみんな  
が良くなるのか、そういう運動を  
展開したときに、さらに大きな輪が  
広がり、実を結んでいったのではな  
いのか。自分たちだけでは、み  
んなが良くなる運動をしていけば、  
自分たちもしあわせになっていける  
のではないのか。

労働組合の顧客は、組合員だけで  
はなく、市民も含まれる。そして労  
働組合の目的は、その顧客をしあわ  
せにしていくことである。

なつきはしっかりとした文字でそ  
う書いたのだった。

ないのかといった声が組合役員へ寄  
せられるようになっていった。

執行委員会が開催された。そして  
今後どのように対応していったらいい  
のかが話し合われた。

書記長からは、「市長の根本にある  
考えは、市役所それ自体の民営化が  
目的であり、そのスピードが速けれ  
ば定年退職する職員数以上の職員が  
過員状態となり、結果として強制的  
に辞めさせられることになってしま  
う」とし、「市役所の民営化に反対し、  
職員の雇用を断固守るために、今後  
県本部、自治労本部と協議しながら  
ストライキを含め、あらゆる戦術を  
行使し市長と対決していく」との方  
針が提案された。

なつきはその時、それでは不十分

であり、それだけでは雇用を守るこ  
とはできないと思い発言した。

「書記長、そのやり方では職員の雇  
用を守ることは難しいと思います。  
なぜならば、いまの方針には昨年の  
学校給食の闘いの教訓がまったく生  
かされていないからです」

執行委員会全員がなつきに注目した。  
そしてなつきは、労働組合は誰の  
ために存在するか、について説明を  
した。

「市役所の労働組合は、組合員の生  
活を守っているだけではないと思っ  
ています。学校給食は、子どもたちの  
ために存在します。給食調理員はそ  
の給食をつくることで給料をもらっ  
ています。でも、給食は調理員だけ  
で成り立っているのではないことが

# 10 Story

## なつき、執行委員会で大演説

「労働組合は組合員だけでなく、  
市民をしあわせにする組織」

### 市

長のかかげる「市役所に民間  
なみのサービスを」とは結局、

企画・管理部門、許認可事務、納  
税・課税以外の業務で、民間委託で

きるものは可能な限り民間で行って  
いくということが徐々に明らかにな  
っていった。それにつれ職員には動

揺が広がり始め、組合で何とかでき





私たちは学校給食のこの間の問題でわかりました。食材を持ってきてくれる商店のみなさんがそうですし、食育や食の文化を子どもたちに教えている教員、栄養士もそこにはいます。では、市役所は誰のために存在しているのかということなんです。当たり前ですが、市役所は市民のために存在しています。市民に役立ち、市民が安心して生活できるために私たちは毎日仕事をしています。子どもを保育所にあずけたい、親の介護を少しでも手助けして欲しい、失業、病気になってしまったので一時的にでも生活保護を受けたい・・・そんな困った人たちが、毎日のように市役所に相談に来ているんです。問題はここからです。いま市長が考えている、『市役所の仕事を民営化していくこと』自体が、市民にとってプラスのことなのか、マイナスなのかということなんです。もしマイナスになるとしたら、私たちは市民のみなさんといっしょに、堂々と市役所の民営化に反対することができるのではないのでしょうか」

みんながメモをとりはじめた。なつぎは、さらに続けた。

「そしてもう一つの問題です。それは、労働組合は何のために存在しているか、ということなんです。もちろん労働

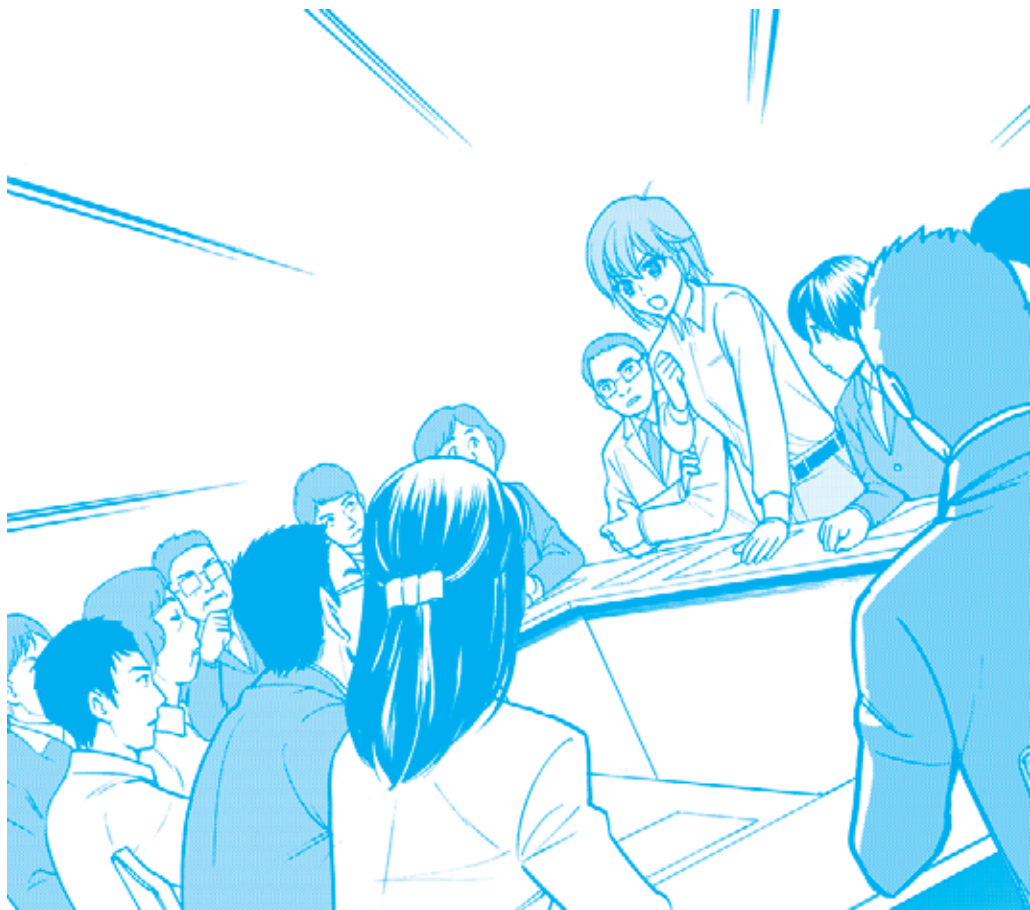
組合は、組合費を払っている組合員のために存在し、組合員の生活の向上を目的にしています。わかりやすく言えば、組合員のしあわせづくりです。でも、しあわせにするのは、組合員だけでいいのでしょうか。労働組合の組合費は、職員の給料からいただいています。給料の原資とは、市民が納めている税金です。その市民が税金も納められないような低賃金だったら、市役所は存在しませんし、市役所の労働組合も存在しないのです。だから市役所の労働組合は、組合員の賃金だけでなく、市民の賃金も上げていくことをいっしょに考えなければなりません。これは実は民間の労働組合も同じことです。自動車やテレビをつくっている会社の社員の賃金は、その商品を買ってくれるお客さま、すなわち消費者が払っています。その消費者とは、市民そのものです。だから民間の労働組合も、組合員だけでなく市民の賃金のことでも追求していかなければならないのです。自分たちだけ良くなればいい、自分たちだけしあわせになればいいという労働運動では、組合攻撃、公務員バッシングはなくなりません。みんなつながって生きている、組合員だけでなく市民のしあわせを

考えていくのが組合活動だ、ということを確認して運動していけば、道は開けるのではないのでしょうか」

なつぎの話が終わると、深いため息が漏れた。そして委員長がこう言った。

「確かにいま宮崎さんが言ったように、私たちはあの学校給食の民間委託問題で多くのことを学び、共闘の

輪も広がりました。その教訓を生かさなければならぬことは確かです。でも、市職労が組合員だけでなく市民の賃金を上げ、市民のしあわせもいっしょに考えていくというのは、理論的にはそうかも知れませんが、話が大きすぎます。現実的にそんな運動など、財政的にも力量的にとってもムリなことなんです。第一、組合



員自身から理解が得られないと思いません」

副委員長が発言。

「市民、市民といったって、市民は公務員の給料が高い、減らせと思っっている。今回の市長の方針が市民に伝わった時には、逆に市民は賛成する人が多いのではないだろうか。それに市役所の民営化と市長は言っているが、どこまで本気かどうか・・・2年後の選挙に受かるための人気取りのアドバルーンで、せいぜい市民課に手をつけるぐらいで終わるのではないのだろうか」

現業部長。

「いや、甘く見ては危険です。今回の市長の方針は『市役所の民営化』ではなく、『民間会社化』です。どうしても役所の正規職員でやらなければならぬ限られた部門を除いて、民間会社に一括して任せるといってもない方針です。指定管理者制度のように一旦民間に行ったものが、失敗したからまた直営でやるという例が全国的にはいくつも出てきています。でも今度の場合は失敗したからといって、その時には正規の職員が退職していて、いない状態なのです。その時には役所自体が市民にとって取り返しのつかない状態になるということ。学校給食の全面

民間委託化の問題では、幸運にも商店街連合会が反対運動の大きな力になってくれましたが、今回の問題は市民一人ひとりに、役所のほとんどの部門が民間会社になってもいいのか、問う必要があるのではないのでしょうか」

するとある執行委員は、こう心配した。

「市民に役所の存在を問うということとは、いままでの我々の働きぶりについて問われるということ。そんな方針を多くの組合員が受け入れるでしょうか。そんなことより、全国的にみてもとんでもない市長の方針だから、ストライキをしてでもたかいた抜け、という声が強くなるのではないのでしょうか」

これに対し、他の執行委員が発言した。

「いや、ストライキの前に私たちはやはり考えなければならぬことがあると思います。それはいま発言があったように、これまでの私たちの働きぶりであり、仕事の内容だと思えます。私は、14年前に市役所に入りました。採用の面接では、市民のために仕事をしたい、なんて言いました。が、ホントは、給料もそこそこで、子どもが生まれても働き続けられそうだし、倒産することもな

し。でも、入ってみれば、窓口では市民から怒鳴られ、近所の人からは、公務員はいいわねとイヤミを言われ・・・思えば14年間、仕事に対するやりがいなんて、感じることもなくここまでできてしまいました。でも、あたりまえですよ、それって。だって私自身、公務員の仕事が何なのかを考えないでここまでできてしまったんです。それが、ギリギリのところへきて、問われることになってしまったんですよ」

なつきが発言した。

「私だって、同じです。市役所に入ったのは、定年までずっと働ける職場だと思って入っただけですから・・・一人ひとりの職員がいま、問われているのかもしれない。やりがいとか、達成感とか、感動なんてないままに、みんな毎日、働いてきたんじゃないでしょうか。私はさつき、組合は市民のしあわせも考えなければならぬなんて、大それたことを言ってしまったんですが、いままに、組合は市民のためにどんなことに取り組んできたんでしょうか。あるいはいっしょに何かの運動に取り組んだとか、公共サービスを向上させるために何かしたとか・・・」

しばらくの沈黙があった。そして副委員長がつぶやくようにこう言っ

た。

「なかったよねえ。頭ではわかってはいても、いざ実行となると・・・だって自分たちの賃金、労働条件を守ることで精一杯だったし・・・」

書記長が、決意したように発言した。

「いままでの議論で、2つのことが出されたと思います。一つは、労働組合は市民の生活の向上まで考えなければならぬ、ということ。二つは、

確かに言われてみれば、労働組合はいままで、組合費を払っている組合員のためだけの運動が中心でした。しかしここに来て連合は非正規労働者の問題や、自治労はいっしょに働いている臨時・非常勤職員の待遇改善を求めるたかいたかに取り組んでいます。宮崎さんの発言は、さらにその取り組みを地域の市民にまで広げ、雇用や賃金の改善に労働組合が取り組まなければならないことを提起されました。ただ、すぐこの問題を市職労として取り組むことは困難ですから、連合や自治労の大きな課題として発信していかなくてはならないと思います。

そしてもう一つは、市役所の多くの部門が民間会社になった場合、職員の雇用問題と併せ、市民にとってそれはプラスになることなのか、と





いう問題です。そこで今後のことを考えてみると、これからは人勤がなくなり、賃金も労働条件も民間の組合と同じように、労使の交渉で決めていかなければなりません。市長は人勤がなくなれば、さらに賃金の引き下げや労働条件の改悪を提案してくるに違いありません。その時に、交渉だけで突破できるでしょうか。さらにあと5年後、10年後に、いったいこの市役所に何人の正規職員が残っているのでしょうか。今回のたたかいは、私たちの存在をかけたたたかいです。最後の最後にやむにやまれぬストライキを打った時に、何年前にプロ野球の選手会がストを打った時のように、多くの市民がそれを応援してくれるかどうか、それがたたかいの分かれ道になると思うんです。そのためには、まず、市長の考えているとんでもない計画を早く市民に知らせ、市役所のほとんどが民間が民間会社になっていいのか、市民にとってそれがプラスになるのかマイナスになるのかをいっしょに考えてもらうようにしなければならぬと思います。そしてもし、それがマイナスになると市民が判断した時には、市民にも参加してもらい、堂々とストライキを打ったらどうでしょうか。市民と一緒に打つストライキなんて、すごいことじゃないですか。そういう大きな運動をこれからやっていきたいと思いますが、いかがでしょうか」

委員長が発言した。

「市職労63年の歴史のなかで、いま最大のピンチだと思えます。組合の存在をかけたたたかいただけではなく、市民の生活をかけたたたかいです。失うものなど我々にはもうない、と失うことをお互いに覚悟しなければなりません。市民とともに歩める労働組合になれるか、それをやりきれなければ、結果として私たちの雇用は守れるに違いありません。それを信じて、市民のなかに飛び込んでいきましょう」

委員長の発言が終わった瞬間、なつきは父の言った言葉を思い出した。『公務員はすごい、公務員の労働組合がうらやましいんだよ。だって住民が味方になってくれたら、職場がなくならないし、クビにだってならなくてすむじゃないか。キチンと仕事に向き合い、子どもたちや市民に喜んでほしい、社会の役に立っていることが分かれば、みんなが応援してくれるんだもの』

あの時の父のやさしい笑顔が浮かんだのだった。

# 11 Story

## 全県動員でビラ配布行動 職場ではじまった仕事への改革

そ

の後県本部は全県動員をかけた、市職労といっしょに市内全域に渡る全戸ビラ配布行動を展開した。その内容は、「市役所の民間会社化」が市民生活にとってどのような問題を引き起こすのかを、役所言葉や組合用語を一切使わず、わかりやすく表現したものだ。そしてビラ配布行動の当初の計画では、周辺地域組合からのブロック動員だったが、県下の多くの単組からも強い申し出があり、全県からの動員体制となった。そのため、市内に2つある駅には朝から続々と人が降り立ち、また車での乗り合わせ、果ては貸切バスで多くの自治労組合員が結集した。さらにこの全戸ビラ配布行動と合わせ、市内全域には6台の組合宣伝カーが入り、「市役所の民間会社化」の問題点を市民へ訴えたのであった。

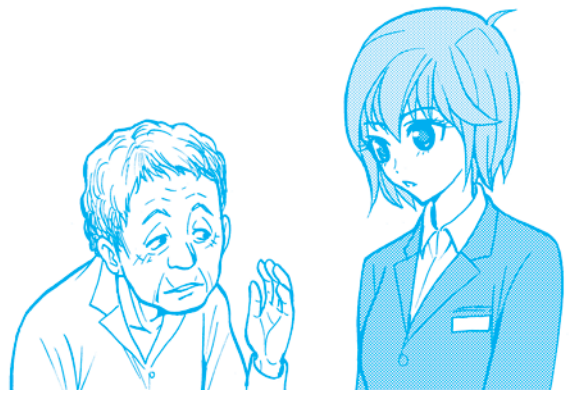
これに対し市長は、市の広報で反論を行った。するとその反論に対し組合はさらに問題点を指摘するなど、「市役所とは何か」「公共サービスとは何か」といった問題が市民の間でも徐々に話題にされるようになっていったのであった。

こうしたなかで、市役所内でも職員自身により、自主的に仕事に対する見直しの動きが現れはじめた。特に民間会社への移行が初めに計画されている市民課では、「カウンターのなかで職員は座っているが、市民はカウンターの向こうで立っている」というのは、サービスの観点からしても、またじっくり話しを聞く上でも好ましくなく、カウンターを低くして市民にも椅子を用意すべきなのではないか」といった改革案が、ワークショップ方式による話し合いで出された。またいまでこそ、戸籍も住民票もコンピューター処理しているが、本来戸籍は何のために存在したのか、さらにコンピューターで処理する前は、どのような方法をとっていたのかなど、80歳を越えて元気でいままも老人会の役員をしている元市役所のOBを招き、夜自主的な勉強会を行うなど、さまざまな職場で仕事に対する見直しや改善策が出され、すぐに対応できるものは次々に行動に移されていったのだ。また市職労は、市民課と支所の窓口業務を丸ごと民間会社に委託した

場合の問題点を把握するために、執行部が手分けしていくつかの自治体へ調査に行った。なつきは、「官民競争入札制度」、いわゆる市場化テストで業務委託された他県のある町役場の支所の窓口を訪れた。県本部間の連携で、支所にはその役場の組合役員が待っていてくれた。

この支所では、住民票の写し、印鑑登録証明書、納税・課税の証明書などの交付で、住民票や印鑑証明の「登録事務」や「戸籍事務」については扱ってはいなかった。市場化テストが実施される前は、「登録事務」や「戸籍事務」についても正規職員が支所においてすべてを行っていたが、いまはその登録、変更のときに住民は、役場の本庁まで行かねばならないということであった。また業務の委託を受け、窓口で実際に仕事をしている民間会社の方にも話しかけた。「住民票や印鑑証明は、パソコンで入力すればすぐ役場から送られてきて発行できるが、住民のさまざまな相談や悩みについては、私たちには受ける権限もないし、聞いてもわからないことばかりなんです。そこで最近、カメラ付のパソコンが支所の受付に置かれ、相談ごとはそれで役場の職員が対応しています」

さらに窓口に来たおばあちゃんに



も聞いてみると、以前の支所だといろいろな相談も窓口で聞いてくれるわからないことは職員自身が役場の部署に電話をかけて聞いてくれ、それを自分たちに説明してくれたので、支所が頼りになったが、いまはそうしてもらえず、不便になったというのである。さらに、あんなテレビみたいな画面に向かってしゃべれって言われたって、うまくしゃべれるわけがないし、あつたかみがない、というのである。

なつきはそこでの調査結果を早速レポートにし、書記長に提出した。そしてそのレポートは、市民向けビラとして、市民へも届けられたのだ。

## 12 Story

# テナント化する市役所

## 市役所はショッピングセンターではない

今 回の問題がすすむにつれ、明らかになってきたことがあった。それは委託会社の選定にあたっては、競争入札とプロポーザル方式の両方を取り入れた方法を用いるというものであった。そして市民課の窓口業務は、人材派遣会社が名乗りをあげ、自社の派遣社員によって運営していくための準備をすではじめられているということであった。では

話であった。これに対し市内業者は、市役所自体の仕事が市外業者に仕切られたら、自分たちにはいままでのように仕事は回ってこないのではないかと、いう危機感を徐々にいだくようになっていったのである。

守秘義務はどうするのか。戸籍謄本、住民票にとどまらず、納税証明書の発行業務を行う市民課では、市民の所得までわかってしまう。委託を受けた会社に守秘義務を科す契約を結んだとしても、公務員に比べはるかに転職率の高い民間会社にとって、どこまでそれが担保できるのか。組合は市民へのビラで、問題点を明らかにしていった。

こうした問題点をはじめ、組合がさらに市民に訴えたのは、役所の仕事を分割し、何社もの会社が入り込んだ場合、市役所としての統一性や調和が取れなくなってしまうのではないかとであった。それは市役所が、バラバラの会社に場所だけ貸す「テナント業」になってしまいうことである。さらにそれは、市長がコンサルタント時代に出展させ、いくつもの専門店が入っている「ショッピングセンター」と「市役所」を同じ次元でしかとらえていない発想に思われた。

そしてこんなことも噂されていた。例えば土木課の仕事は、とても市内業者が対応できる規模ではないため、中堅のゼネコンを含めた市外の土木関係の会社に委託するのではないか。また建築課の仕事も、市外の建築会社が入り込むことになるのではないかという

こうした問題を組合は指摘し、繰り返しビラにし、市民に配布し続けた。と同時に、市長に対する反論だけでなく、職員自身がどのように仕事の見直しに取り組み、働き方自体をも変えようとしているのか、具体的な改善事例を上げ、ビラに掲載

13  
Story台風が接近。  
降り続く大雨

## 副市長、避難勧告を発令

していったのだった。

やがて大きな変化が現れるようになっていった。組合の書記局に市民から激励の電話やFAXが寄せられ

るようになったのである。市役所が職員自らの手で、少しずつ変わろうとしていることを市民は感じ取ってくれ始めたのである。

回の台風もその時と同じ進路をとる可能性が高いと思われた。もしこのまま大雨が降り続けば、過去の経験から、河川の水位が危険水域に達する前に避難勧告を出さなければならぬ。

雨はその後も降り続いた。ふだんは水かさも少なく、釣りや家族の水遊びの場であったその川は、濁流となり、水位は徐々に上がりはじめていた。

市の職員はそれぞれ分担し、災害に向けて訓練をしてきた手順に従い、準備をはじめた。商工課と福祉課の職員の任務は、避難勧告が出され、

時間的に可能であれば、民生委員といっしょに老人世帯が避難できてくるか、その確認である。そこで市内で最も地盤の低い危険地域を10に分割し、地図をつくる作業を行っていた。

台風が市内をかすめていったのは午後3時過ぎであった。風はさほどではなかったが、猛烈な雨となり、地面に叩きつけられた雨は跳ね返り、下からも雨が降ってくるような状態であった。

数時間も続いた雨は、やっと小降りになった。そして空が少し明るくなりはじめた。なつきはほっとした。

その頃災害対策本部では、大変なことが起こっていた。

防災課の職員をはじめ、22年前の大水害を経験した多くの管理職からは、市内の最も地盤の低い地域に避難勧告を出すべきである、という意見が出されていた。これに対し経営推進室長は

「雨もやみ、空が明るくなってきているのでその必要はない」と反論した。そして

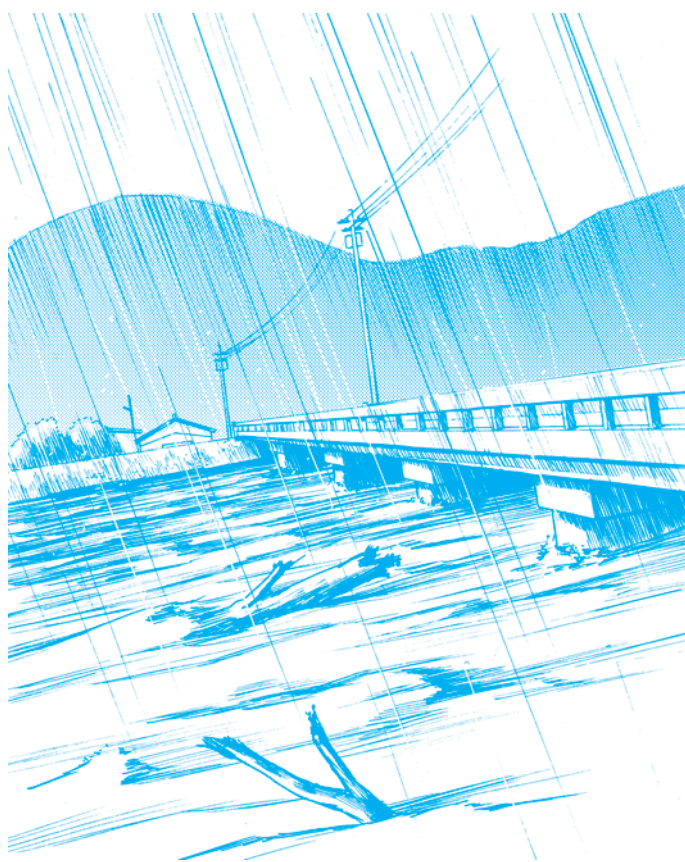
「仮に避難勧告をだすのであれば、その権限は市長にあり、市長が午前中の東京での会議をキャンセルしてこちらに戻ってきている途中なので、最終判断は市長が来てからにすべき

そ

れは7月の出来事であった。まもなく梅雨が明けようとする頃、日本の近くにあった熱帯低気圧が台風に変化し、気象情報では月曜日の夕方に、なつきの市に最も接近する予報が出されていた。雨は4日前から降り続き、梅雨前線を刺激して、その台風は典型的な雨台風の模様であった。

月曜日の朝、市役所には災害対策本部が設けられた。市長は土曜日から2泊3日で東京に出張に出ている。月曜日の午前中に公務の会議が東京であるため、東京で土日はプライベートな勉強会に参加するということで、市役所に市長は不在で、災害対策の指揮は副市長がとることとなった。

副市長には大きな心配事があった。それは22年前、台風によって市内を流れる大きな川が氾濫し、市内の4分の1が水没。多くの死者がでた大



だ」と主張した。

すると、いっせいに他の管理職から罵声が飛んだ。

「それでは間に合わないんだよ。あんなや市長に何がわかるっていうんだよ。オレ達はこのまちで生まれ、30年も40年もこの市役所に勤めている者ばかりなんだよ。住民のいのちを守るのが市役所の最大の任務なんだよ」

「避難勧告の権限が誰にあるかなんて、経営推進室長に言われなくてもわかっていますよ。でもいま電車が止まっていて、市長はそのなかにいるんではないのですか、ここにいないくて何の判断ができるというのですか」

防災課長が発言した。

「22年前の大水害では多くの犠牲者をだしました。もしここで判断が遅ければ、助かる命も助けることができませぬ。土木課からの情報では、

上流ではまだ大雨が降り続いていきます。これからさらに水位は増すはずです。あと2〜3時間後がもっとも危ないのではないのでしょうか。避難勧告をだすのなら、まだ時間に余裕がある、いまだです。いまならまだ、間に合います」

すると副市長が立ち上がり、こう言った。

「すべての責任は私がとります」

そして腕時計を見て大きな声で言った。

「16時15分、市の南東地区に避難勧告を発令します」

総務課長はすぐ庁内放送で職員に避難勧告が出されたことを伝え、雨が上がったからといって安心できず、これからさらに水位が増すことを説明した。そして職員は直ちにそれぞれの配置に着くようにと指示をした。これと並行して防災課の職員は、避難勧告を防災無線で流した。

た時の同期でもある広報課長のところへ行き、こう申し出た。

「課長、広報車がもう1台必要んじゃないんですか。よければ組合の宣伝カーを使ってくださいよ」

課長は、すぐに反応した。

「委員長、それはありがたい。助かるよ」

「じゃ、カギをすぐ持ってきます」

すると課長は、こう言った。

「委員長、ゴメン。人手がないんだよ。職員がいないんだよ。委員長がその宣伝カーに乗ってくれないかなあ」

委員長は一瞬、戸惑ったが、困り果てている課長を見て

「分かりました。私が運転し、書記にマイクを持ってもらいます」

委員長がOKすると、広報課長はすぐ委員長の所属する課の課長に電話を掛け、広報活動をしてもらうこととの了解をとった。そして委員長は組合の書記にその場で電話し、これから自分といっしょに宣伝カーに乗ってもらいたいと伝えた。すると、何を思ったのか書記がこう言った。

「委員長、こんな時に民営化反対の宣伝するのはまずいんじゃないんですか」

優秀な書記だが、唯一空気が読めないのがちよつと欠点だった。委員

長が書記に説明していると、課長が広報原稿をつくり、地図にまわる地域を囲んだ。電話を切ると委員長はそれを受け取り、課長にこう言った。

「宣伝カーのボディに、自治労マークと市職労の名前が入っているの、そこにガムテープを貼るようになります」

すると課長は、ニコツとしながらこう言った。

「委員長、組合は組合員だけじゃなくて、市民のしあわせも考えているんでしよう。だったら組合の宣伝カーで、堂々と回ってください。副市長には私から話しておきますから」

「課長、こんなときに泣かせることをいふなよ」

こう言うと委員長は課長に、右手にグーをつくり親指を立てゆっくりうなずき、宣伝カーに向かった。

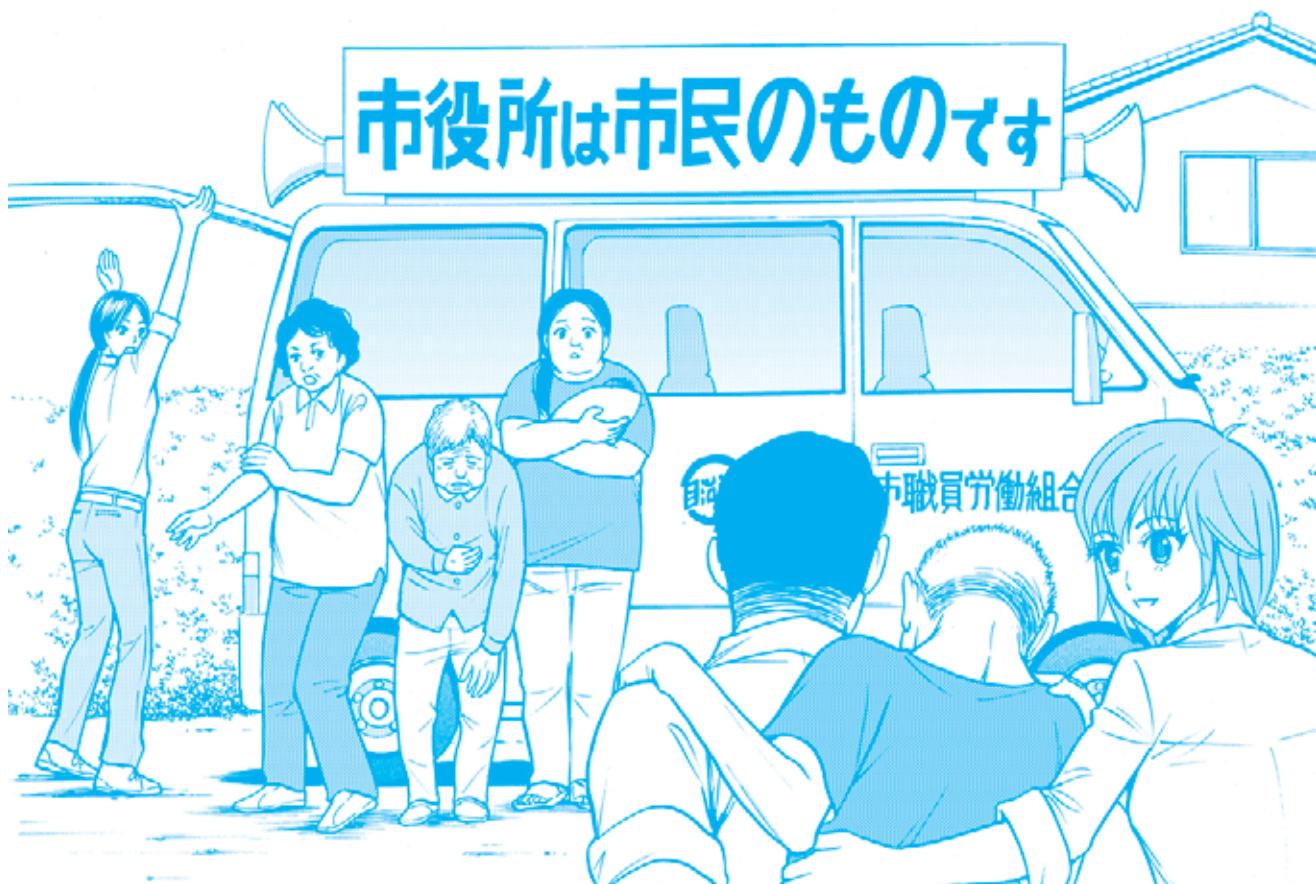
なつきは庁内放送を聞き終わるとすぐ民生委員に電話し、通勤に使っている自分の軽自動車に乗った。老人世帯を中心に避難状況の確認であるが、もしまだ残っていた場合は、なつきの車で運ばなければならぬ。少しづつ日が差してきている。台風は確実に遠のいているようだ。民生委員の自宅に近づくと、すでに家の前に中年の女性が立っていた。民生

## 14 Story 組合の宣伝カー、走る

「危険な状態です。早く避難してください」

市 役所にはスピーカーを搭載した広報車は1台しかなかった。警察、消防も活動しているが、避難

勧告地区を限られた時間でくまなくまわるには、広報車がさらに必要であった。そこで委員長は役所に入った



委員の山口だとなつきはすぐわかった。なつきが車から降りあいさつをする間もなく

「こないだ天気になったのに、何で避難勧告なのよお。もう台風は行っちゃったじゃない。市役所は何考えてんのよ」

山口がなつきにそう言った。なつきは総務課長から報告を受けた、ここ2〜3時間も危険な状態だ、と説明した。しかし山口はそれに納得した様子はなく不機嫌そうに車に乗り込み、右だ左だと指図をした。しばらく走ると2人の老人が杖をつきながらゆっくりと歩いていた。担当地域の老人らしく、山口はこの二人を避難場所まで運ぶようになつきに指示し、自分は歩いてこれからまわるので、そのあとの合流場所は携帯電話で連絡を取り合おうと言った。

なつきは2人の老人を乗せ、すぐ車を走らせた。ところが高台に向かう途中の道路が大渋滞し、避難場所の小学校にたどり着くまでにはかなりの時間を要してしまった。山口と合流できたのは、避難勧告が出されたから1時間40分後だった。訪問しなければならぬ家はあと数軒だったが、田んぼのあちこちに点在していた。車は狭い農道を走りまわった。

あと2軒まわれば終わるところまで来た。そしてお墓の横にある小さな家になつきと山口が声を掛けながら玄関をあけた瞬間、なつきはアッと声をだした。寝たきりのおじいちゃん、その傍らにいるおばあちゃん、そして赤ん坊を抱えている女性がそこにいたのである。話を聞くと、孫娘が出産で実家に戻り無事出産を終え、2日前に退院してきたというのである。寝たきりのおじいちゃん、生まれたばかりのひ孫をかかえ、避難などできなかったとおばあちゃんが説明した。

その時、防災無線のスピーカーからサイレンが3回鳴った。3回のサイレンは、危険が迫っていることの場合である。なつきたちもすぐ避難しなければならぬ。しかし、この4人をどうやって運んだらいいのか。なつきは応援を求めため携帯電話を持ち、市役所にかけて。

しかし。

何度かけても話中でつながらない。なつきは商工課に1本ある直通電話にかけてみた。しかし、これもつながらない。

なつきと山口は顔を見合わせた。その瞬間、女性の叫ぶような声が遠くから聞こえた。なつきは外に飛び出した。

「早く避難してください。危険な状態です。早く避難してください」

その声はこちらに近づいてくる。なつきは聞いたことがあるような声だと思った。とその時、組合の宣伝カーが見えた。なつきは必死で手を振った。委員長がそれに気づき、宣伝カーがなつきの前でとまった。なつきは委員長と書記に事情を説明すると、委員長は

すぐ家に入り、「もう大丈夫ですよ、いっしょに避難しますよ」と声をかけた。そしてすぐ車に戻り、ワンボックスカーの宣伝カーの後部座席を倒し、そこに毛布を敷き、おじいちゃんをおぶいながら運び、寝かせた。その後残った3人を宣伝カーへ乗せようとした時、再びサイレンが鳴り、声が聞こえ

てきた。

「川が決壊しました。水が迫っています。いますぐ避難してください」

なつきは委員長にあとをお願いし、山口となつきは最後の家に向かった。幸いにもその家はすでに避難しており誰もいなかった。そしてなつきは猛スピードで高台めがけ車を発進させた。

すでにほとんどの市民が避難を終えていたため、道路はすいていた。なつきが小学校の校庭にたどり着き、眼下の市内を見下ろすと、決壊した川の付近にあった家が流され、溢れ出たどす黒い水が徐々に市内に広がっていった。なつきははじめてみる光景に体中がガタガタと震えた。

## 15 Story 給食調理員がつくった、 あったかいおむすびとトン汁

### 市民から感謝される職員

**体** 育館のなかには、避難した老人の世話をしている委員長がいた。なつきは委員長に近づき礼を言った。

委員長は

「間一髪だったね。でもよかったね。助けられてよかったね。宮崎さんも

住民でござった返していた。災害対策

本部の話では、水が引くのは翌日の朝になるので、避難してきた住民は一晚、ここで過ごさなければならぬということであった。幸いにも、災害用の水も非常食も避難場所である小学校には充分備蓄されていた。

その時、委員長のもとにその学校で働いている5人の給食調理員が来てこう言った。

「これから夕食用の乾パンと水がみなさんに配られるのですが、委員長、いま給食調理室には明日の給食用にと米や肉、野菜があります。停電はしていますが、水は出ていますしガスはプロパンですぐ使えます。米を炊けば、あったかいおむすびとトン汁ぐらいはつくれると思うのですが、どうでしょうか」

委員長はすぐ近くにいた避難所担当職員にわけを話し、災害用無線を借りて市役所の災害対策本部に連絡した。すると、しばらく待たされたあとに副市長がでてこう言った。

「委員長、それはいいことです、ぜひお願いします。とびつきりおいしのおむすびとトン汁をつくってくださいと、調理員のみなさんに伝えてください。よろしくお願いします」

やがて非常用の照明しかない薄暗い体育館に、できたてのおむすびと

トン汁が運ばれ、みんなに配られたのであった。

翌日の朝、きのうの水は嘘のように引いていた。

避難していた人たちは、自宅に戻れることになった。委員長は宣伝カーで再び送る役目をかってでた。なつきが体育館の出口で避難された方々を見送っていると、市民は口々に感謝とお礼の言葉をなつきをはじめ職員や調理員にかけてくれたのだ。そしてなつきといっしょに昨日行動した民生委員の山口がなつきをみつけ、なつきの手を握ってこう言った。

「きのうはありがとうね。あなたには感謝しているわ。市役所の人ってやっぱり頼りになるわね」

市役所に入って5年。なつきはこんなに多くの市民から感謝されたことはなかったし、公務員がこんなにやりがいのある仕事だとは思わなかった。なつきは公務員になって良かったと心のなかからその時思ったのであった。

市内南東部の地域では、倒壊した家屋、床上まで浸水した家はかなり数のにのぼっていた。が、奇跡的に犠牲者は一人も出なかった。今回の災害は、地震や津波とは異なり、台風による水害だったため、大きな被

無事でよかった。きょうほど組合の宣伝カーが活躍したことはなかったね」

と言いつつ隣の書記さんに、ありがとうね、とねぎらいの言葉をかけた。

午後7時。体育館は避難してきた



害が発生するまでに時間的猶予があったからに他ならない。しかしもし避難勧告を出すのがあと30分遅れていたらどうなっていたかはわからなかった。

3日後、今回の避難の様相がドキュメントとして詳細に新聞に掲載された。それも地域版ではなく社会面にであった。そしてこの時市長は出張中で、避難勧告を決断し指揮をとったのは副市長だった、ということも書かれてあった。

この大水害以降、市役所を民間会社化しようなどという声は急速に高まっていった。そしてこれまでの市民向けピラと組合のさまざまな取り組みにより、市民自身が市役所の役割を再認識していくこととなったのである。さらに臨時に開催された市議会では、市長のこれまでの方針を撤回させる決議が全会一致で可決され、市長は方針転換を余儀なくされることとなった。

しかし、これですべてが解決したわけではない。

仕事に対する改善、職員の働き方と意識改革、質の高い公共サービスに向かつて、組合も職員も日々努力していくことが、何よりも自らの価値を高め、結果として雇用も守られ

ることにつながる、と今回のことで組合員は痛感した。そしてそれは遠回りだが、しかし結果として確実な道であることを組合役員は確信したのであった。

8月の下旬、今回の一連の問題を総括しながら、今後の組合運動の方向性について執行委員会で話し合われた。

委員長が発言した。

「学校給食の民営化の問題も、市役所自体の民間会社化も、当初は職員の労働条件の問題として、市職労は取り組もうとしました。しかし、その民営化が、子どもたちや市民にとってどのような影響があるかを考えた時に、自分たちの雇用や労働条件だけでなく、市民を巻き込んだ大きな運動となっていきました。でもいま、私たちが反省し、総括しなければならぬことは、自分たちのクビがかからなければ、仕事の改革も、働き方の見直しも行わないのか、ということなんです。今回のこの問題が起る以前から、労働組合は、仕事の見直しや改善、市民が受けやすいサービスについて、日常的に考えていかなければならなかったのではないのでしょうか。私たちは、それを怠っていたのではないのでしょうか」

書記長が続けた。

「台風がきたから、市役所の役割が市民に理解してもらえた、というのではなく、日々の仕事の中で理解してもらえようかな、市役所でありたいと思うんです。そこで、安全で、安心して暮らせるまちづくりをすすめるにはどうしたらいいか、防災計画の点検や、災害に強いまちづくりについて、市民といっしょに考え、市政に意見反映させていきたいと思うんです。具体的に何をやるかは、今後組合員にも呼びかけ検討していきますが、これを機に、『市役所のなかの労働組合』から『地域のなかの労働組合』を明確にし、市民、住民といっしょに歩める労働組合を目指したいと思うんです。その運動を通じて、私たちの賃金、労働条件も、市民に理解が得られることになると思うんですが、どうでしょうか」

現業部長が発言した。

「大変な運動だけど、それをやり切らなければ、もはや自分たちの職場も雇用も守れないことを今回のことでみんなわかったし、久しく世間から注目を浴びなかった労働組合だけでなく、組合員にも市民にも組合の存在意義をあらわす絶好のチャンスじゃないですか」

なつきも発言した。

「私を含め、毎日の仕事にやりがいを見出せず、悩んでいる職員もたくさんいると思うんです。職員が少しでも元気になるような、そんな市役所にしていくための組合運動なら、みんな賛成してくれるのではないのでしょうか」

執行委員たちが、うなずいた。

9月に入った夜、なつきは福島裕子から食事に誘われた。福島は、なつきを組合加入させた女性部長であった時に、休職専従で県本部の副委員長になっていた。しかしこの間父の入院をはじめ、福島はなつきのさまざまな相談にのってくれていたのである。特になつきが執行委員会で大演説をした内容は、前日の夜、二人で話し合ったことをなつきが発言したのであった。

なつきは福島裕子の雰囲気が好きだった。福島のようにまわりの人をやさしく包み込み、安心感を与えるような人間になりたいと思うようになっていた。

二人は乾杯をした。そして福島が言った。

「なつきちゃん、お疲れさまでした。ほんとうによく頑張ったわね。組合に入るのをずっと拒んでいた人が、



組合活動をリードしたんだから、世の中ってわからないものねえ。それにしても、なつきちゃんが大演説した時の執行委員会が、今回の問題のターニングポイントだったよねえ」

「最初の学校給食の問題の時に、あきらめてたたかかっていなかったら、市役所はいま頃とんでもない方向に向かっていたわねえ、きつと。たかええば道はひらけるっていうことだよね。私、今回のことでわかったんだけど、市の職員って、地域と役割を結ぶコーディネーターの役割があるってことだよね。現場のことを一番知っているのは、職員だものねえ」

「今回のことで、私は仕事の面でもすごく勉強になりました。女性としてずっと働ける職場はどこかって考えたら、市役所だったんです。市民のために仕事をしたいなんていう意識を持って入ったんじゃないんです。でもあの水害で、公務員の仕事は何なのかを教えてもらったように思います。5年たつてやつと本当の公務員になれたような気がします。そして今回の組合の一連の取り組みで、労働組合は何のために存在するのかも考えさせられました。で、いま、何となくわかったことは、市役所も労働組合も目的は同じなのではないか、ということなんです。市民がしあわせでなくて市役所の職員がしあわせになることができないように、市民のしあわせなくして組合員のしあわせなんてないってことです。でもそれって、当たり前のことなんですよねえ」

「なつきちゃんだけでなく、私も組合役員も、組合員も今回、多くを学んだし、成長できたのではないかなあ。はじめは自分たちの雇用を守るためって考えていたけど、市役所が民間会社化したら、市民にとってそれは取り返しのつかないことになるって、組合員自身が最後は危機感を持っていったものねえ。ここまでの組合運動を振り返ると、今回の取り組みは、自治研活動そのものなんだよねえ。自治研活動と組合活動とは別の取り組みだと私はいままで考えていたけど、実は一体のものだったんだよねえ。市民から信頼してもらったことの第一歩が、自治研活動だし、その積み重ねが、私たちの労働条件にも跳ね返ってくるんだよねえ」

「何ですか、そのジチケンって」

すると福島は、バックのなかから一冊の本を取り出した。その表紙には、どことなくなつきに似ている女性が描かれていた。

「この本を読んでみて。自治研とは何か書かれているから。自治労働部がつくったわりには良くできているわよ」

と言って福島はその本をなつきに渡した。

なつきはその本を受け取りながら、とつきにこう言った。

「この本を読んでちゃんと勉強します。でも、私は1年の約束で執行委員になったんです。それが福島さんに言われて、もう1年やることになりました。でも、3年目はなしですよ。次は絶対やめさせてもらいますからね。絶対ですよ」

福島裕子はニコニコしながら、なつきの言葉を聞いていたのであった。





## 物語のあとがきに寄せて

昨年の愛知自治研が終わってから、自治研活動をどのようにすすめたいか、冊子をつくらうということになりました。自治研の最初のテキストとなる「自治研のてびき」は、1958年、山梨県甲府市で開催された第1回の自治研全国集会が終わった時に、多くの参加者から自治研をわかりやすく解説した指導書がほしいという意見がだされ、翌年に初版が出版されました。以来、改訂版は6集まで出されてきました。そして2005年には、21世紀版「自治研の手引き」として「いま、労働組合にできること 自治研活動のススメ」が自治研のホームページに掲載されることになりました。

今回のこの「THE JICHIKEN」は、自治研をより身近な組合活動ととらえた、自治研活動の実践編です。

編集会議では、表紙に「自治研」という文字があるだけで、日常業務に忙しい書記長は開きもせず、担当執行委員に渡して終わりなのではないか、あるいは、わかりやすくするためには「じゃんけんで負けて書記長になったAくん物語」（「組合運動の基礎マニュアル」2010年、自治労本部発行）の続編にしたらどうか、との意見も出されました。そこでこの「THE JICHIKEN」では、労働組合のことを何もわからないまま執行委員になってしまった『宮崎なつき』を通じ、自治研活動とは何かを考えてみることにしました。

この物語を通じて特に強調したかったことは、組合活動と自治研活動は、一体のものだ、ということです。「なぜ一体なのか」は、「自治研活動がなぜ始まったか」を振り返れば明らかとなります。それは朝鮮戦争後の地方財

政の危機は、職員の首切り、賃金の遅配、昇給停止をはじめ、公共事業の打ち切り、増税、果ては生活保護費の不支給など住民生活に重大な問題を引き起こし、「人員不足、労働強化という問題をそれ自体としてのみ取り上げるのではなく、地方自治体をめぐる諸問題が集約的に現れている点をはっきりさせ、この打開なくして職員組合の前進は困難ではないか」と自治労は考えたのです。そして「自治体労働者が職場の仕事を通じ行政の在り方を検討し、自分たちの仕事（労働）への問い直しが自治研活動」と位置づけたのです。【「自治研活動の提言」より】

やがて自治研活動は、「職場自治研」から「地域自治研」へと活動を広げ、「地方自治を住民の手に」のスローガンのもとにさまざまな政策提言、まちづくり運動に発展していったのです。

では、いま私たちはどのような状況に置かれているのでしょうか。

長引く不況のなかで、減らされ続けていく職員とそれに伴う労働強化、増大する低賃金の非正規職員。自治体の独自判断で行われている賃金カット、そして鳴り止まぬ公務員バッシング、さらに削減・低下していく公共サービス。国の財政、自治体財政の危機的状況は、自治研活動がはじまった時代と変わらないのです。そして「自律的労使関係」を前に、市民や議会の理解なくして職員の労働条件の改善がすすまないことは明らかなのです。

また、阿久根市、名古屋市をはじめ従来とはまったく異なる独自の政策をすすめる首長がでてきました。この物語に出てくるような「市役所自体の民営化」などという話しは、残念ながら

決して極端な事例ではありません。こうした動きに対し労働組合はどのように向き合っていくのか。交渉だけでは解決できませんし、市民との連携と理解は何よりも必要となってきます。だからこそ、自治研活動が、いま労働組合に必要なのです。

さらに東北地方太平洋沖地震が起きました。多くの市民が亡くなり、多くの自治労の仲間を失ってしまいました。その無念さと哀悼の意を込め、災害が起こった時に自治体の職員がどう行動しているか、そして役所の機能がどれほど重要なのかもこの物語でえがかせていただきました。

特にこの物語では、労働組合がいま置かれている困難な状況の中で、自治研活動と組合活動が一体の関係にあること、自治研活動は組合にとって、「別の活動」「余分な運動」ではないことをご理解いただくことに重点をおき表現しました。

本来自治研活動とは、公共サービスの向上、市民自治、まちづくり、仕事の見直し、職員の仕事へのやりがいなどダイナミックで多岐にわたる運動です。その自治研を具体的にどのようにすすめたいのかは、「HOW TO JICHIKEN」として、次ページから掲載しました。

また、さらに自治研活動の必要性については、「いま、なぜ自治研活動が必要なのか」もあとのページに掲載し、さらに資料として「自治研の歴史」についても掲載しました。先輩役員の先見性と努力がおわかりいただけるはずです。

それではあなたも早速、「自治研にトライ」してみましょう。

DVD

自治研活動の実践事例は、DVDで  
「自治研～きのう・今日・あした」

\*全国各地での自治研活動の実践は、DVDで紹介していますので、この本とあわせ、ご活用ください。【詳細は最後のページをご覧ください】

自治研HP

最新の自治研に関する情報は

<http://www.jichiro.gr.jp/jichiken>

自治研

検索

# なつきの HOW TO JICHIKEN

## 自治研にトライしてみよう！

それではこれから、自治研活動について、実践してみましよう。  
はじめに、自治研の目的、活動の方法について、理解しましょう。



Check/

### I

#### 自治研の目的って何だろう？

地域の人々と、  
「暮らしたい」「働きたい」「行ってみたい」  
まちづくりを「つしよ」に考えること

#### 1 そのために

- ▼ 公共サービスや市役所などのサービス提供事業所の質を高める
- ▼ 地域に暮らす住民に安心・安全な生活を提供する
- ▼ 地域の人々との交流、話し合いを積極的にすすめる

#### 2 そのことが

- ▼ 職員の仕事へのやりがい、達成感を高めることにつながる
- ▼ 自分たち（職員・労働組合）を理解してもらい「つしよ」につながる

Check/

### II

#### 労働組合として、どんな自治研活動をするの？

#### 1 まずは

- ▼ 公共サービス提供者として、利用者（市民）の立場で仕事の見直しや改善を行うなど、「なつき」の学習会を主催する
- ▼ 組合員が自主的に取り組んでいる職場・地域での勉強会や研究活動に支援を行う

#### 2 やりたい

- ▼ 労働組合として、「職員が地域に飛び出し行う地域活動」を実践するために、組合員とシンクタンクをつくる
- ▼ 組合員がまちづくり、公共サービスの向上のために、市民、NPO団体等とすすめる研究活動などに関われるように労働組合として情報提供を行う

#### 3 そのついで

- ▼ まちづくり、地域でかかえている課題、公共サービスの向上のために、地域に飛び出し、労働組合として市民、NPO団体等と「つしよ」に活動する



なつき、はじめしてみよう！自治研の実践



## 1 はじめに

勉強会（自治研）の目的を参加者に理解してもらいましょう

## 2 つぎに

全国各地で取り組まれている自治研の実例をDVDで見てもらいましょう  
（DVDの内容はこの本の最後のページに掲載されています）  
「自治研～きのう・今日・あした」の上巻

## 3 みんなで話し合しましょう

きょうのテーマは、「受付窓口の改善」です。  
まず、「現在の窓口・受付業務の問題点」を出し合うことから始めます。  
進め方は**ワークショップ**方式で行います



# 勉強会を開催しよう

それでは早速はじめてみましょう。ここは住民課の窓口職場です。  
仕事が終わった午後5時過ぎ、組合役員の呼びかけにより、  
窓口でのサービスを向上させるために自治研の勉強会が開催されました。  
どのような方法で進めていくのかをみてみましょう。



## 『ワークショップ』とは？

●参加者自らが参加・体験し、共同で何かを学んだり、新しいものを創り出したりする方法です。住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられていますが、参加者が主体となってお互いの意見を出し合う双方向的なスタイルが特徴です。

### ワークショップの進め方

- ワークショップでは参加するみなさん一人ひとりが主役です。
- 普段感じている問題点や思いを大切にし、自由に意見を出し合います。
- 5～7人のグループに分かれ話し合いを行います。
- 進行役（ファシリテーター）をつくり、参加者全員が発言する運営をしていきます。
- 意見はポストイットに書き込み、グループ全員の意見を整理していきます。（意見のグルーピング作業）
- 最後に、グループの成果を全体で発表していただきます。（発表のスタイルは自由です。それぞれのグループで工夫してみてください）

### ワークショップのルール

- 積極的に前向きな意見を出していきましょう。
- 他の人の意見は、良く聞きましょう。
- 自分と異なる意見でも理解し尊重しましょう。  
（異なる意見は構いませんが、意見を否定してはいけません）
- 立場や肩書きにとらわれず、対等な関係で参加しましょう。



### なつきの ワンポイントアドバイス

- 進行役（ファシリテーター）が、しゃべり過ぎないように、上手にみんなの意見を引き出してね。



## 4 問題点が整理できたら

つぎにその「改善策」を話し合しましょう。これもワークショップ方式で行います。それでは、ここで出された問題点と改善策についてみてみましょう。

**A** **問題点** 窓口の標記看板が、「住民係」としか書かれていないため、市民は何の受付をするところなのかがわからない。

**改善策** 「住民係」のプレートの下に、具体的な業務を明記する。  
\*例えば・・・「住民票、印鑑証明、転出・転入届はこちらです」

**B** **問題点** 繁忙期には受付のロビーに市民があふれ、何十分も待たせることになってしまっている。

**改善策** 窓口が混みだした場合は、内部事務をストップさせ、職員全員で窓口対応にあたる。この場合、カウンター自体がいっぱいとなるため、職員はロビーに出て、待合コーナーの椅子で待っている市民のところまで行き、業務を行うこととする。

**C** **問題点** 昼休み当番ではない時に、職員休憩室が狭いため、自席で弁当を食べていると、窓口が混んでいる時には住民から声を掛けられてしまう。（市民もイライラし、職員も休めない）

**改善策** 文書庫を他の場所に移動させ、休憩室を広くさせる。

**D** **問題点** 転入・転出で受付に来た場合、住民票の受付から始まり、国民健康保険、国民年金とさまざまな手続きを行うが、市民がそれぞれの窓口を移動して手続きをするため、時間も労力も市民にかけてしまう。

**改善策** すべての手続きが1ヶ所で済むように、「ワンストップサービス」で対応できないか。

## 5 では、どのようにしてこの改善策を実現していくのでしょうか

この住民課では、次のように実現させました。

**A** **実現** 「わかりやすい標記」については、お金を掛けず、翌日自分たちでパソコンで作成対応しました。

**B** **実現** 「窓口が混み合った時の対応」は、プライバシーに充分配慮しながら、少しでも待ち時間を減らす試みとして、ロビーに出ての受付をまずはやってみようということになりました。

**C** **実現** 「休憩室の拡大」は課長にも話し、同時に組合の予算要求項目に盛り込んでもらい、今後、組合交渉で取り組んでもらうことにしました。

**D** **実現** 「ワンストップサービス」については、窓口で対応した一人の職員が、住民票も国保も年金もすべての制度を知り尽くしてなければ対応できないため、現実的には困難と思われる。しかし、受付にきた市民を移動させるのではなく、カウンターの中にいる職員が交代して対応できないか、さらに職員間で話し合っていくこととなりました。



●そこで組合は、「住民アンケート調査」に取り組むことにしたのです。アンケートに盛り込む質問項目やアンケートの実施方法については、執行委員会で検討することになりました。



## 『〇〇のための住民アンケート調査』 の進め方（例）

### ワークショップ方式で話し合う

#### 《ワークショップのポイント》

- 目的➡アンケート調査をなぜするのか？住民から何を聞きたいのか、目的を明確にしましょう。
- 対象範囲➡アンケート調査の対象者（性別、年齢、地域など）や、調査する人数、世帯数を決めましょう。
- 方法➡目的、対象範囲、調査数が決まれば次は、調査の方法を話し合しましょう。
  - \*例えば・・・
    - ①直接訪問して、聞き取りをする
    - ②電話で聞き取りをする
    - ③郵送する
- 質問項目➡調査（質問）する内容を話し合しましょう
  - \*ここで注意することは・・・
    - ①答えを誘導する内容にならないよう留意する
    - ②集計、分析をイメージし内容を考える
    - ③回答者に分かりやすい言葉をつかう
- 広報➡アンケート調査をすることを市民に周知するためにどうするのかを話し合しましょう（ポスター、ビラ、市民広報、ホームページなど）



#### なつきのワンポイントアドバイス

- メンバーのなかに、市民など当事者や学識経験者を入れるとアンケートの内容がよりよいものになるよ
- アンケート調査作成は、かなりの作業量になるため、作成までの工程表を作り目標を決めて進めると効果的だよ



# 住民アンケート調査に取り組みましょう

「市民は、役所や職員をどう見ているのだろうか。どんなサービスを求めているのだろうか。」  
あちこちの職場で、住民課と同じように「仕事の見直し、改善」の自治研活動がすすんできたところで、組合員からこんな声が組合役員に寄せられました。





# アンケート調査の集約が終わりました！

ここからが、さらに次のステップです！

1 アンケート調査内容を正確に分析し、図表などを駆使して分かりやすい資料作成したものを市民に公開します。

2 アンケート調査結果を ①すぐにできること ②年度内に行うこと ③中長期的に行うこととに分類してみましょう。

3 ①の「すぐにできること」について、実行するためにはどうするかを話し合い、「企画書」または「提言」を作成します。

4 「企画書」または「提言」ができれば、労働組合として当局へ政策要求行動を行います。この時には、市民に公開して応援をもらうようにすると効果的です。

5 事業として確認されたら、残された項目も同じように整理をし政策要求の展開を行います。ただし、課題が徐々に高度になり予算も大きくなって行くことが考えられるため、特に③の「中長期的に行うこと」については当事者や学識経験者などのメンバーも加えて話し合っていくことが必要です。確実に実行するためには、組織内議員に議員提案をもらう方法もあります。



## 地域に飛び出そう

ステップ2では、労働組合として「住民アンケート調査」への取り組みを通じ、住民要求の実現を労働組合が主体的に行うというものでした。ステップ3では、労働組合として、地域に飛び出していくの活動です。課題はたくさんあるでしょうし、方法は多様です。

まちづくりや地域の活性化、環境や平和の問題について、市民、NPO団体と労働組合が

いっしょに取り組むこともあれば、冒頭の「物語」に出てきたように、「学校給食の民間委託化」、あるいは「市役所自体の民営化」など、市が行おうとしている政策、市民サービスの變更について、労働組合が地域において果たすべき役割は重要といえます。

「職場自治研」を積み上げ、さらに「地域自治研」へと発展させていきましょう。

さあ！ここからは、みなさんの知恵と工夫と行動力です。

みなさんの自治研活動の成果は、「自治研全国集会」でぜひ発表をしてください。

私、なつきのファシリテーター役はこれでおしまいです。



では、自治研全国集会でお待ちしています。「地域のコーディネーター」としてのみなさんの活躍に期待しています。



# 自治研活動活性化のカギをにぎる 県本部の役割

自治研活動の基礎は単組での取り組みですが、その単組活動をサポートするのは県本部の役割です。

## 1 単組役員を集めて、 県本部で自治研の 学習会を開こう

「自治研って難しそう」「人が減らされて、自治研どころじゃない」。そんな単組役員の方たちを受け止めながらも、「だからこそ、自治研が必要」とのメッセージを伝える学

習会を開催しましょう。

難しい理屈よりも、実際に自治研活動を進めている単組の実践例を重視した方がいいかもしれません。自治研活動を意識していなくても、地域の公立病院を守る取り組みなども立派な自治研活動です。

県内に限らず、同じ地連内の単組の取り組みなども紹介しましょう。

## 2 単組でテーマを決めて、 地域の市民と連携した 政策づくりを進めよう

各単組執行部と県本部で相談して、各単組が取り組める範囲での取り組みテーマを設定しましょう。

環境や福祉、まちづくりなど、各地域の特性を踏まえて、「いま、この地域で大切なことは何？」と単組執行部で議論してみてください。

県本部の担当者は、議論の推進役（ファシリテーター）として参加してください。実際に取り組みを進める時には、できるだけ、地域の市民団体やNPOと連携したほうがベター。

「いきなり市民との話し合いは難しい」との声も出るでしょう。そこは、県本部がうまくリードしてください。

## 3 単組から推進委員を募り、 県本部で自治研集会を開こう

県本部で自治研集会を開き、各単組の実践例を中心に、経験交流を図りましょう。

県本部は各単組の取り組みを集約して、レポートにまとめるよう要請してください。単組は「レポートにするような取り組みはないよ」と謙遜することも。県本部がしっかりと話を聞いてあげて、どこをポイントにレポートにすればいいかを助言してください。

また、県本部・単組に自治研推進委員会を常設し、単組から推進委員を選出して、集会の企画や運営に参加してもらってください。

各単組の担当役員が企画段階から参加することで、自治研に対する新たな発見や刺激を受けることができます。

## 4 単組のレポートを集めて、 自治研全国集会に参加しよう

2年に一度、自治研全国集会が開かれます。単組からのレポートを積極的に提出し、単組からの全国集会への参加者を募りましょう。

いま、なぜ  
自治研活動が  
必要なのか



辻山 幸宣

公益財団法人 地方自治総合研究所 所長

## 「なんとかしなくては・・・」 その思いが、自治研活動のはじまりです

「まほど公共部門が激しい批判にさらされているときはないでしょう。し、やれ」「公務員の賃金が住民平均よりも高いのは問題だ」、やれ「きつい仕事は民間委託して、自分たちは楽な仕事だけやっている」、さらには「税や給食費などの滞納者に、ずいぶんと厳しい処置をする。血も涙もないのか」など、自治体職員にとっては耳をふさぎたくなるような声が聞かれます。

どうしてこんな事になってしまったのでしょうか。原因はいくつかあります。一つは、効率と安上がりを求める考え方がこの国の政府全体を支配していて、打ち出される政策が住民にとってのサービス向上よりも、

自治体政府の経営を第一に考える姿勢になってしまった結果、政策的後退が起きてしまったことがあります。小泉政権で強調された市場主義といわれるやり方です。住民が使用する施設の多くを民間に管理させ

る政策では、直営でやっていたときの半分くらいの予算しかつげず、民間が負担に耐えきれずに倒産する事態も発生しています。給食費滞納の児童の親に「弁当をもたせませすから給食はいりません」という念書を書かせた教育委員会もあります。弁当を持たされなかったとき、子どもたちはどのようなしてお昼時間をすごすのでしょうか。自治体は、困ったときに住民の身になって考えてくれるところではなくなった感じが広まっ

ています。

二つ目は、自治体職員と住民の距離がずいぶんと遠くなったことが原因です。みなさんはいま、どのような方法で出勤していますか。車での通勤が増えていますよね。かつては徒歩かせいぜい自転車というのが主流でした。その頃は、出勤途上で出会った住民の方が「おはようございます、いつもごくろうさま」といって声を掛けてくれ、ときには立ち止まって時々の世間話や相談事に及ぶことも少なくありませんでした。少しばかりの尊敬を含んだ励ましと慰労の気持ちに接して自治体職員も「よし頑張ろう」と思ったはずで、「ごくろうさま」といわれることが仕事のやり甲斐を高めてくれ、自分の仕事内容がほんとうに住民のためになっているかを、いつも気に掛けている自治体職員がそこにはいました。

でもいまは、車で住民の脇をスーッと通り過ぎていき、声を掛け合う習慣も薄れてしまいました。顔の見える住民たちではなく、抽象的なサービス利用者としての住民に、決められたサービスを提供する日々、自治体職員は何で仕事の意味を感じる事ができるのでしょうか。賃金でしょうか、大過なく処理し失敗しないことでしょうか、それとも上司の評価でしょうか。いず



れにせよ、住民と路上で接する機会がなくなつて、「まちの声」が日常的に職場に持ち込まれるということも少なくなりました。

そして、三つ目にこのような自治体への市民の厳しい目線を政治的に利用する首長が登場している実態があります。「悪いのは議会だ、職員だ」といわんばかりの首長が、住民のやんやの喝采を受けた事例を忘れることはできません。強いリーダーが求められ、リーダーは強さの証拠をこの攻撃的な態度で表わそうとしているのでしよう。これに対して議員や職員が有効な反論をおこなつて住民の誤解を解くことに成功しているかといえばそうでもありません。

はたしてこのような事態をどのようにして打開することが可能でしょうか。それとも、「いいたい奴には、いわせておけ」と放置しておきましようか。放っておくことはいくつかの問題を引き出しそうです。第1に、住民との信頼関係が築かれていなければ仕事がいまきません。たとえばゴミの出し方についての話し合い、そこで申し合わせた事項の遵守には相互の信頼が欠かせません。住民に理解されず申し合わせを守ってもらえなければ、仕事はきついものになるのが目に見えています。

第2に、住民がこころよく自治体の負担を引き受けてくれるかという問題です。住民には税や介護保険料、健康保険料、給食費などさまざまな負担をお願いしていますが、行政のやっていることに不満が貯まっていると負担感が一層強くなるものです。よい仕事をし、それを知ってもらつて、問題点があれば一緒に打開策を考える、そんな役所にだったら嫌がらずに支払ってくれる、そんな関係を築きたいものです。

このように、相互の信頼がなければ成り立たないのが住民と自治体職員の関係です。では、そのような関係を築くために、皆さんはどのような汗をかいてきましたか。あの小泉内閣が押し進めた市場化・民間化の政策が、住民へのサービスを低下させ、人々を不安に陥れはしなかったでしょうか。住民の声が職場に届かなかつたでしょうか。あるいは、街で不満をぶつけられたりはしなかつたでしょうか。「小泉構造改革は福祉サービスの切り下げを行う、怪しからん」というばかりで、職場の同僚たちと住民の現状について話し合つたり上司への申し入れをしたりはしなかつた自治体職場が多いと思えます。自治研活動の第一歩は、国や自治体の政策が住民のほうを向いてい

るのかどうかを常に議論することに始まります。窓口で不満をもらす住民の声に動かされて腰を上げてもいいのです。いま行っている仕事が住民に満足を与えているかについていつも気にすることから自治研ははじまります。

「なんとかしなくては」と思い立つたとき、二つの道があります。ひとつは上司にうったえて打開策をお願いしてみることです。ここで、なんとかなれば一件落着なのですが、滅多にそんなケースはありません。「余計なことは考えずに、黙つていわれたとおりやれ！」といわれるのがおちでしょう。そこで、第2の道、それが自治研です。仕事の仲間に声を掛け、問題点を探り出し、組合の運動として打開策を申し入れる。打開策を練り上げる過程で、住民説明会をしたりして、住民の望む解決策になっているか付き合わせることも大事です。賃金や勤務条件以外にも提案し、交渉して実現を図る運動があるのだと知ってもらうことが大切です。

いま、東日本大震災に襲われた地域の自治体職員は、休みも取らず日夜復旧と復興に汗を流しています。新聞紙上の読者の声の欄に、「本当によくやってくれている、なんとか休みを取れるようにしてあげて」とい

う投書が載ったことは記憶に新しいことです。でも震災のような非常時だけでなく日常的な仕事でも同じように評価されたらどれほどやり甲斐があるでしょう。自治体は、「いざというとき自治体がある」と住民に最後のセーフティネットを提供する役割をもっています。困つて立ち止まりそうなとき、「そうだ、役所に行つてみよう」といわれるような自治体になるために、安心感を与えるような仕事をこころがけることが大切です。そして、自治研は「住民のために」だけでなく、そこで働く職員自身がやり甲斐と自信をもって仕事ができることを目指す運動です。誇りを持ってなければいい仕事をしようという意欲がでてこないものです。

公務員制度改革が進められようとしています。これが実現すると、自治体職員の給与に関してもこれまでのような人事院・人事委員会勧告に準拠といったやり方ではなく、それぞれの自治体労使で根拠を明確にしながら交渉することになります。一方では、この労使交渉に組合員の団結の力を発揮していくとともに、他方、真に住民の安心・安全を高めていく仕事になつていくかを点検し、改善策を住民とともに練っていく活動が求められているのです。

# 自治研の歴史

▶自治研の歴史を学ぶうえで、参考となる論文、インタビューを『月刊自治研』より転載しました。（肩書き等は出版時のものです）

- ①月刊自治研 2008年4月号  
**地方自治研究活動の創設と〈論跡〉** 佐藤 俊一（東洋大学法学部教授）
- ②月刊自治研 2009年9月号  
**自治研が地域の未来を変える** 宮本 憲一（大阪市立大学名誉教授・滋賀大学名誉教授）
- ③月刊自治研 2006年11月号  
**ふり返っての自治研活動** 寄本 勝美（早稲田大学政治経済学部教授）



①月刊自治研 2008年4月号

## 地方自治研究活動の創設と〈論跡〉

佐藤俊一・東洋大学法学部教授

はじめに

本誌がこの四月号からリニューアルするという。そして、リニューアルにあたり、第一次分権改革後に急展開した「平成の大合併」が一段落した今日の状況において改めて地方自治研究活動（以下、自治研活動とする）とは何かを問い、その企図と意義などを確認するためであるが、一九八五年に全日本自治団体労働組合（以下、自治労）に提示された『自治研活動への提言』（以下、『提言』とする）の読み直しを特集にするという。

この『提言』の執筆には筆者も加わったのであるが、その狙いは次ぎにあった。形式的には、従来の『自治研のてびき』に代る新しい『てびき』を作成することであった。しかし、実質的には、それまで自治研が自治労運動にとって〈必要〉であること

さとう・しゅんいち 一九四三年山形県出身。中央大学大学院法学研究科博士課程満期退学、博士（法学）。群馬大学助教授、中央大学教授を経て現職。日本地方自治学会理事。専門分野は政治学、行政学、地方自治論。主著は『戦後期の地方自治』（緑風出版、一九八五年）、『現代都市政治理論—西欧から日本へ』（オデュッセア）（三領書房、一九八八年）、『戦後日本の地域政治—終焉から新たな始まりへ』（敬文堂、一九九七年）、『地方自治要論・第二版』（成文堂、二〇〇六年）、『日本広域行政の研究—理論・歴史・実態』（成文堂、二〇〇八年）、『政治行政学講義・第二版』（成文堂、二〇〇七年）など。

は組合大衆化されてきたものの、自治体労働者（公務労働者）の組合運動にとって〈必然的〉であることは十分理解されてこ

なかつたという認識から、自治研活動の理論的な刷新を図ろうとするものであった。

残念ながら『提言』は新しい『てびき』とはならなかつた。だが、そうした経緯があったことからだがと思うが、本特集にあたり『提言』の提示頃までの自治研の歴史を繙いてほしいというのが編集子の望みであった。

具体的には、まず終戦後の労働組合運動の噴出と高揚期にもふれつつ、自治労の結成とともに始まったといえる自治研が何故に、どのように形成されたのかを明らかにすること。次いで自治研の展開においてポイントとなった運動や論点などを整理しながら、到達点としての『提言』への道筋を明らかにして欲しいということである。筆者は、この主旨を受け入れつつ、主要な論

点の展開については〈論跡〉という造語をあてることにした。

### 一 官公庁の民主化と業務管理闘争

高度経済成長時代へ突入することになった一九五五年以降に出生した人びとが全人口の四分の三近くを占めることになった現在、現代（戦後）史教育が軽視されてきたこともあって、終戦後の混乱と激動の実情を何程かの時代共有感を伴う形で伝えることはきわめて困難であるといえる。それだけに、特に現在の自治体労働者の青壮年層には想像し難いような事態が終戦後に現出していたことに驚くであろう。それが官公庁の民主化運動と業務管理闘争であり（＊1）、しかも直感的だが既に自治研の課題を顕現させていたのである。

ところで、戦前の天皇官僚制下では、中央・地方レベルとも官・公吏（事務職員）

が労働組合を結成することなどはありえないことであった。組合結成が可能であったのは、身分制的に隷属化されていた民法上の日給制の契約職員である雇員（事務補助員）と傭人（現業員）でしかなかった。しかし、それらによる従業員組合等も、戦中期に入ると解散を余儀なくされた。だが、終戦とともに自主的な労働組合の再建も出始めていたが、一九四五年一〇月にGHQのD・マッカーサーによる民主化五大改革指令―その一つが労働組合結成の奨励であった―が出されると、一挙に労働組合の再建や新結成が噴出することになった。

自治体労働組合の出発は、戦前の身分制的規制のため二層二段階であった。すなわち、戦前の雇員層からなる従業員組合の部門別の再建・結成であり、続いて一般事務職員組合の新たな結成である。もともと、全国組織は逆の主として後者を母体にした一九四六年六月の全国公共団体職員組合連合会（全公連）が先行し、前者を母体とする日本都市労働組合同盟（都市同盟）が同年一月の結成となった。

それはともかく、戦前にはありえなかった一般事務職員の組合が結成されることになったことは、驚天動地であった。そうした状況を現出させた要因は、次にあった。第一は、終戦後の急激なインフレにより現状の給与水準では生活しえない状態、第二は、民間における組合の簇生と運動の高揚の波及、第三は、先の五大改革指令に続き一九四六年三月に労働組合法が施行され、組合結成が合法化されたこと、そして第四は、官僚制特有の強者に身をまかせる事大主義とその中枢部の動揺である。

しかし、より重要なことは、一般事務職

員層が官公庁の民主化を掲げて組合結成を図ったことである。例えば、東京都職員労働組合は、民主化を図るための組合結成は外的刺激によるものではなく内発的なもので、それ故に行動目標は「仕事そのもの本来しつづつ」、(1)全職員は都民のためのよりよい都政を執行する民主的公僕たること、(2)そのための経済的裏付けとして生活を安定せしめること、(3)以上の成否の鍵としての人事の開明性を確すること、としていた。また、北海道庁職員会の綱領も、(1)厳しき自己反省による民主官庁の実現を期す、(2)行政機構並びに人事の民主的刷新を期す、(3)職員の経済的安定並びに文化的向上を期すとしていたことから、その組合史は組合が単に「労働条件改善のために結成されている」とは趣きを異にして、官業民主化に重点がおかれていたとしている。ここに、直感的だが既に自治研の課題が顔をのぞかせていることを観てとることができると。

ところで、この官公庁民主化運動の成否の鍵が人事の刷新にあるとされたのは、天皇官僚制下での身分制的差別人事とそれが行政運営の停滞・非効率を惹起させていたからである。そして、官公庁民主化運動は、その後、東京都などにおいては業務管理闘争へ発展するが、それは人事の「改善」以上に人事権の「獲得」を志向することになった。

業務管理闘争とは組合による行政の執行・管理（後の自主管理）を目指すものであり、それは一九四五年一〇月の第一次読売新聞社争議―その輝かしきリーダーは後に釜石市長に転じた鈴木東民であった（\*2）―に端を発した民間の生産管理闘争を

模したものであった。しかしながら、業務管理闘争は生産管理闘争と同様に、実際には戦略的な自主管理の実現を目指したのではなく、賃金・労働条件等の改善のための新たな争議戦術として展開された。しかも、業務管理闘争は、GHQと政府が民間の生産管理闘争に対して抑制から弾圧へと方針転換をし始めてから展開された。だから、例えば東京都では、六労働組合の連合会（都労連）が一九四六年六月中旬に業務管理闘争へ突入したが、GHQの介入もあり、一〇日間ほどで終結した。

しかしながら、都労連傘下の六組合の業務管理方針は、自治研の課題を自覚的により明確に示していた。というのは、自らが担っている仕事（公務）が住民との関係でどこに問題があり、どのような改善が可能であるかを最もよく把握しているのは組合（員）であることを具体的に明らかにし、かつそれを主体的に実現しようとしていたからである。

## 二 自治労の結成と自治研の創設

一九四七年一月、先の全公連と都市同盟の統一による日本自治団体労働組合総連合（自治労連）が結成された。しかし、一九四九年一月には組織分裂が生じ、自治労連とは別に全日本自治団体労働組合協議会（自治労協）が結成された。背後には、

共産党の指導下にある産業別労働組合会議（産別会議）―自治労連もその構成メンバーであった―の急進化（組合員を対政府権力闘争に動員する地域人民闘争戦術（\*3））への批判と組合民主化の要求、アメリカ政府・GHQの反共政策などがあつ

た。

一九五〇年六月、朝鮮戦争が勃発した。そして、その二週間後、産別会議の組合民主化運動グループなどが中心となり日本労働組合総評議会（総評）を旗揚げした。自治労協はこれに参加したが、自治労連は参加しなかった。しかしながら、労働戦線における最大勢力となった総評が社会党の平和四原則を踏まえた再軍備反対、全面講和、中立堅持、軍事基地反対を決定し、戦闘的労働運動の方針へ転じたことにより、一九五二年六月、自治労連も総評へ加盟した。さらに、朝鮮戦争の停戦後における景気反動は脆弱な自治体財政に打撃を与え、赤字団体の急増とともに各地で行政整理（首切り）や給料支払いの遅延をもたらした。そして、政府は、講和独立後に対処し、国民負担を軽減するため自治体の組織と運営の簡素化、能率化を図り、地方自治の不経済・非効率を排するとした政令諮問委員会の答申を受けて一九五二年八月に地方制度調査会を発足させる一方、超緊縮予算を組み自治体財政を破滅状態へ追い込んだ。

自治労協と自治労連は別々にこの状況に対応することが許されなくなっていた。かくして、両者とも総評傘下にあったこともあり、一九五四年一月に解散し、現在の全日本自治団体労働組合（自治労）の結成に至ったのである。そして、この自治労結成大会において自治研の創設（\*4）が提案されたのである。

ところで、黒澤明監督の映画『生きる』が製作されたのは一九五二年である。筆者は、別所で、それは自治研の創出を訴えているようにみえたとした（\*5）。つい最近、この『生きる』がテレビでリメイクさ

れたが、やはり原作に及ぶべくもない。それはともかく当時の自治体の職場状況を知るためにも、特に青壮年の人たちは原作の『生きる』を是非観てほしい。

さて、自治労結成大会において「地方自治研究大会」の組織化を提起したのは、自治労福岡県連であった。福岡県は他府県以上に財政危機にあったが、その上一九五三年には大風水害にみまわれた。そのため、福岡県連傘下の組合員は、役所の外に出て直接の救助活動を行ったのだが、そこで住民から救助活動への感謝と同時に、役所仕事に対する多くの苦情と批判を受けたことにより、改めて自分達の仕事が生民の要求に日頃どれだけ応えているのか考えさせられたのであった。この体験は、住民との共同闘争の推進を、そのためにはまず職場闘争の活性化と大衆化が求められ、方法としては対住民との関係で自分達の仕事を見直すことが、言いかえれば市町村政の調査研究が必要だという考えをもたらした。そして、この考えが、自治労結成大会の運動方針「地方自治確立の闘い」に対する追加修正案となったのである。

しかしながら、この組織化案は、自治労協と自治労連という対抗の中で少数意見として否認された。その確執とはこうであった。吉田内閣が対日講和条約と日米安全保障条約に続き一九五四年に日米相互援助協定(MSA)の締結を図ろうとしていたのに対し、総評はその再軍備・戦争経済に平和経済確立のための産業防衛闘争と国民総抵抗運動を対置した。そして、自治労も、この総評の方針のもとで首切りや昇給停止等から職場を守る(職場防衛)闘争を基礎

とする地方自治防衛闘争方針を掲げたが、旧組織間にはその展開の仕方考え方の相違があった。

両組織とも自治体労働者は地方自治の担い手であり、その職場を守ることは自治体を守ることであり、自治体を守ることは地方自治を守ることだと考えていた。しかし、旧自治労協側は地方確立のための地方自治防衛闘争は軍事費を削減して地方財政を確立する闘いだと考え、旧自治労連側はストライキなどの実力闘争に加え、住民をも巻き込む地域共同闘争が必要だと考えていた。こうした対抗の中で、福岡県連の提案は、旧自治労連の方針に沿うものだとみなされ、否認されたのであった。

ところが、総評内部で路線対立が顕在化し始めるのである。それは分裂した左右社会党の対立とも重層していた。対立の要点は、産業別統一闘争を重視するか広範な地域(まち・むらぐるみ)闘争を重視するかであったが、一九五五年には総評の指導部が交替した。そうした中、自治労も同年の第三回大会で、ほとんど成果をあげえなかった地方自治防衛闘争に対する自己批判を行った。それは、再軍備体制と地方自治の危機を抽象的に結びつけたこと、そのため自治体防衛の意義が組合員に消化されず、単に首切り反対等の戦術に利用されたにすぎなかったなどとした。こうした自己批判を踏まえ、一九五六年の第七回中央委員会では地方自治研究集会の開催を決議した。

それは、従来「組織内部に於ても、激しい首切り、賃下げの攻勢の前に、現象面に對する対策に終始し、自治体行政全般に亘る考究がほとんどなされ得ない状況にあった」という反省から、「敵が現在仕組んで

いる自治体のカラクリをわれわれ自身の研究と討議によって明らかにし、自治体労働者が職場の隅々で相互に理解すると共に、直接影響をうける住民に積極的に訴えなければならぬ」とした。こうして自治研に着手し始めるとともに、一九五七年四月に甲府市で第一回地方自治研究全国集会所が開催されたのである。基本テーマは、学者・研究者と協議した結果、「自治体は住民の要求にどう応えているか」であった(\*6)。

### 三 自治研の展開と〈論跡〉

時代は高度経済成長へと突入し始めていた。だから自治研は高度成長とともに始まったといえるが、全く新しい組合運動の形態であるため深められ、克服されなければならぬ論点も多々あった。ここでは、主として全国集会所や中央推進委員会レベルにみられた論点を追ってみることにするが、実はそれは自治研の捉え方あるいは進め方に対する二つの流れと深くかかわっていた(\*7)。

さて一九五七年に甲府市で開催された第一回自治研全国集会所に対して講師の一人は、自治研の捉え方には二つの流れがみられるとしていた。一つは、自治労の組合運動の一環として位置づけようとする考えであり、もう一つは、それと密接に関連しながらも、その外部にあつて組合運動をも助けるような活動と位置づけようとする考えである。そして、前者には組合運動の体質改善をみ、後者には組合運動の代用品化を危惧していた。

それはともかく、実はこの二つの考え方の背景には、前節で述べた旧自治労協と旧

自治労連の路線があったといえるのだが、二つの考え方は自治体労働者の役割に対する考え方で明確な相違を示すことになる。すなわち、前者は自治体労働者の先駆者論となり、後者は自治体労働者の架橋者論となる。先駆者論とは自治体の職場をあくまで自治体労働者こそが地方自治の担い手として住民の先頭に立ち、住民を指導して地方自治の確立を図るべきとするものである。また架橋者論とは革新政党的指導下での国民総抵抗運動、その一環としての地域共闘(統一戦線)を形成・推進するため、自治体労働者の役割は行政上の知識等をもつて住民の政治化を図るために橋渡しをすることにありとするものである。

したがって、自治研は当然、この二つの立場から位置づけられることになるので、陰に陽に両者の確執は続いた。そうした中で、財政危機により定期昇給の延伸や希望退職という形での首切りなどを押しきられた新潟県職労は、財政再建団体へ転落後の一九五八年に入ると不転の構えで一斉休暇という実力行使を含めた闘争体制を組んだ。このことは、職場活動を活性化させ、住民サービスの個々具体的なあり方の検討を促した。この新潟県職労の闘いは、自治体労働者の架橋者論を否認し、自治研とは自治労の組合運動の一環であることを実践的に対置したものであった。そして、一九五九年の第三回自治研全国集会所における「集会所自治研から職場自治研へ」という活動方針の発展をもたらした。

こうして、新潟県職労の教訓は、組合大衆化することになった。ただ、自治研に対する二つの捉え方・立場は、一九六〇年代に入ると党派イデオロギーがからみ、自治

研を組合運動の一環とする（自治労の自治研）路線と地域共闘（統一戦線形成）の手段とする（もう一つの自治研）路線の対立となった（\*8）。しかし、前者の路線が大衆的に確認された。だが、この路線には三つの論点が随伴していた。

第一は、自治体労働者の先駆者論である。しかし、この先駆者論は、一九六〇年代後期以降における市民・住民運動の噴出をもって事実上「市民・住民運動に左側から追い抜かれ」否認された。このことは、地域（住民）共闘のあり方の転換を追った。その結果、自治体労働者と住民との共同作業論が提示された。それは、今日的な自治体行政と住民等との協働（コラボレーション）論を先取りするような考え方であった。しかし、実態的には、以下の論点にみられる限界から、市民・住民運動は自治労運動に対する援軍のように捉えられていたといえてよい。

第二は、組合活動と自治研活動は自治労運動にとつて車の両輪であるという論である。この車の両輪論は、新潟県職労の闘いの教訓として組合大衆化した。しかしながら、一九五七年の第一回自治研全国集会を開催する直前の一九五六年九月の自治労第四回大会では、したがって自治研の創出過程において賃金闘争と「自治研との関係について、自治研は賃金を補強するものである」と説明されていた。そして、財政再建団体下でも（闘えば当局側に勝てるんだ）という新潟県職労の闘いの教訓化は、高度成長下で車の両輪論が矮小化される危険性を含んでいた。すなわち、自治研は賃金・労働条件という（本来）の労働組合運動の補助輪＝補完手段であるという両輪論への

矮小化である。実際、組合幹部クラスの自治研に対する捉え方には、そうした理解が強かったように思う。

第三は、自治体の職員（役人）と労働者との二面性克服論である。この二面性克服論とは、戦前の天皇官僚制下で培われてきた意識や行動を払拭し、生活者としての労働者へ転換しなければならぬということである。自治研はその転換機と考えられた。だが、このことはあたかも職員＝役人という社会的属性を払拭することであるかのよう誤解された面もあった。そして、依然として役人的な意識や行動が多々みられた。そのため、自治体の職員＝役人と労働者という二面性は宿命や矛盾であるかのように捉えられ、自治研はあたかもギリシャ神話におけるシシフォスの労働（冥界から岩を押し上げる不可能な、しかし永久に続けなければならない仕事としてゼウスが彼に与えた罪）のようなもので（\*9）、したがって二面性の克服は困難と観念されるようになったといえる。

これらのいずれの論点も、特に第二の車の両輪論と第三の二面性克服論は、実は〈本来〉の労働組合運動論、すなわち生活手段として雇用・賃金等を確保するのが組合活動だと考える（伝統的労働組合観（\*10））に由来するものであった。そして、その点を明らかにし、両輪論や二面性論を克服しようと企図したのが、本号で読み直すとした『自治研活動への提言』（一九八五年）であったのである。

その他、自治労運動における地方自治観も問題であった。伝統的社會主義思想の影響ゆえに、そもそも自治体は国家権力の末端支配機構として捉えられていた。また、

ゼロ・サム的（地方自治観）地方自治制度における中央の統制が強ければ地方自治の領分は極小化し、逆に弱ければ極大化するという考え方が支配的であったため、自治労が掲げる地方自治の確立の運動は、結局行財政の確立という対政府闘争へと昇華されることになる。こうして、地域政策の形成・展開というような運動をなかなかみることができなかつた。しかし、もう紙幅がつかたので、このあたりで筆を置くことにする。

### むすびに

地方財政の危機が訪れるたびに自治研の重要性が叫ばれてきたといわれてきた。困った時の自治研頼みというわけである。現在、地方財政は未曾有の危機状況にある。だから、本特集の『自治研活動への提言』を読み直す＝企図が、この危機状況を契機に改めて自治研の重要性を訴えようとするものであるならば、自治研を〈本来〉の労働組合運動の補完物と捉える（伝統的労働組合観）に囚われている恐れ無しとはいえない。そうではなく、〈伝統的労働組合観〉を払拭し、自治研とは自治体労働者の仕事の社会的有用性（仕事の質量）と仕事のあり方（仕事の過程）を問い直し、自らの主体性を発揮する組合運動の一環であることとを改めて確認し、そうした自治研の活性化を図ろうとするものであるならば、また次のことに注意する必要があるだろう。

現在、様々な名称で政策（行政）評価活動がかなりの自治体で導入されている。政策（行政）評価理論は、行政に対して従来までのような法的アカウンタビリティ（法

令や予算執行手続きなどの遵守）以上に行政的＝政策的アカウンタビリティを求めるものである。その点では、前述した〈伝統的労働組合観〉を払拭した自治研活動と重層する側面があるのである。もっとも、実際の政策（行政）評価活動は理論通り展開されているわけではなく、人・仕事・金減しという行革のために利用されている場合も多々みられるのだが、ともかく今後、理論的にも実際的にも両者の関係を整理することが求められるといえる。

- \*1 このことについて詳しくは、拙著『戦後期の地方自治』（緑風出版、一九八五年）の第一章を参照されたい。
- \*2 鎌田慧「反骨―鈴木東民の生涯」講談社、一九八九年を参照されたい。
- \*3 前掲拙著、第八章を参照。
- \*4 詳しくは、同前拙著、第一章を参照。
- \*5 自治研中央推進委員会監修、拙著『自治研三〇年の歩み』（自治労自治研中央推進事務局、一九八九年）、六頁。
- \*6 同前書所収「座談会・助言者たちの『私と自治研』」、三九〜四〇頁。
- \*7 以下、拙著、一九八五年の第二章をあわせ参照されたい。
- \*8 自治研中央推進委監修、拙著、一六頁。
- \*9 こうした比喩をしたのは、後に島根大学教授に転じた田中義孝書記であったと記憶している。
- \*10 本誌「採録『自治研活動への提言』」七〇頁に所収。

# 自治研が地域の未来を変える

## 自治研創生の時代

宮本憲一・大阪市立大学名誉教授／滋賀大学名誉教授

聞き手◎辻山幸宣・(財)地方自治総合研究所所長

### 私と自治研との出会い

辻山 自治労が結成されたのは一九五四年のことですが、それからわずか三年後の一九五七年に、甲府で第一回地方自治研究会

会がスタートしました。この集会は今年四月に北海道で第三二回目を開催したのですが、このような地方自治に関する研究会はそもそもどのようにして企画され、今日までどのような足跡を残してきたのか、それが、地域の人々の暮らしや地方の行政にどのような意味を持つてきたのかを考えてみようと思います。

本日は、その第一回の準備段階から深く関わってこられ、その後も長く助言者をお務めになった宮本憲一先生にお話をうかがっていききたいと思います。

宮本先生は、自治研の準備段階から参加されておりすが、どのような経緯で関わられることになったのですか。

宮本 一九五六年の秋に、私と武蔵大学の小沢辰男教授が自治労本部に呼ばれました。中央執行委員の天利和夫さんが(＊1)、地方自治研究会というのをやりたいのだ

が、研究者は協力していただけるだろうかというお尋ねでした。いきなり学界の大御所にご相談するのも難しいので、まずは若手に意見を聞いてみようということだったと思います。

その頃の私は、日教組の教育研究会には参加したことがありませんし、市町村合併の歴史的な研究や地方財政の研究をやっていました。当時の自治体は、戦後の憲法体制で変わったにもかかわらず、実際には政府の末端の下請け機関のようで、深刻な地方財政危機に直面していました。ですから、あらためて戦後の地方自治を考えると、この企画は非常に良いことだと申し上げました。

この背景には、自治労自体の反省もあつたようです。これはもう神話ですけれど、長野県で地方自治防衛大会が組織され、地方財政危機を乗り越えるために住民との共闘が必要だということである。いろいろな住民団体が集まっていました。その場で、PTAの代表から、教員の首を切るのには困るけど、自治体職員は余っているのではないかと、という非常に厳しい発言が出されたそうです。自治体の行政が住民のニーズにあつて

いないという批判であり、あらためて自治体労働者とは何かと、それから、地方自治を住民と一緒に発展させるためにどうすべきかを考えねばならないということで、労働者自身が研究する集会を開きたいという趣旨でした。

招かれた私たちは二人とも、そのような集会は大変意義があるし、研究者の中には地方自治についての意見のちがいはあるけれど、おそらく協力を得られるのではないかと申し上げました。そしてその後も、正式に自治研集会の開催が決まったら、研究者として参加しようという仲間の研究者にも、説いて回ったのです。これが、私と自治研との最初の出会いでした。

### 自治研誕生時の息吹き

辻山 第一回の自治研集会は、どのような様子だったのでしょうか。

宮本 研究者は、実務を知らないから勉強したいという積極的な姿勢で参加していたように思います。しかし、議論を聞いてみると、当時の財政危機の原因や実態を明らかにして、積極的に議論をするというより

も、職場における課題についての意見がかなり出ていました。

一般市民もこういう自治体行政の現場の話を聞いていたら、役人が多すぎるということではなくて、地域の実情に応じて行政をやるうとしても、中央の行政統制や行政の仕組みが改革されなければ難しいということがわかってもらえると感じました。

当時、朝日新聞は三面全部を使って大々的に報道し、その見出しは「お役人の反省」と書かれていました。自分たちをお役人ではなく自治体労働者という視点で見ると、反省すべき点が多いし、直していかねばならないという雰囲気、出席者の発言に強くあらわれていました。

終了後に助言者団が集まって意見交換しましたが、今後も全行政部門を入れて続けていくことは、非常に意味があるし、日本の制度改革に大きな影響があるという意見が多く出されました。

辻山 財政危機で生活保護費も満足に払えないというなかで、職員は住民に責任を果たせているのか。一方、職員の給料もきちっと出ないという、当時の深刻な財政危機が自治研集会を意味あらしめる契機になっているのではないかと先生も当時のレポートに書かれていました。

宮本 これは間違いないでしょう。先進的な職員は住民に奉仕したいと思つても、財政状況がそれを許さない。国の補助金政策や国の定めた基準の制約の問題点については、相当議論されてきました。実際、そのころの財政危機は深刻で、給料遅配の県が多かったですからね。

辻山 いま考えると、組合員の生活と労働条件を守ることを掲げて自治労が結成され

たわけですから、まず賃金をきちんと払ってくれという方向に議論が向かいがちだったのではないかと思うのですが、自治研集会とそのあたりの葛藤というものは感じられましたか？

**宮本** それは確かにありました。初期の段階では、自治体労働者として労働権を守るという自治労の基本方針がありました。ただし自分たちの労働条件を守るといっても、仕事そのものが住民サービスですから、それができていなければ、労働そのものに価値がなくなるわけです。そこで、全体の奉仕者として住民サービスをきちんと提供することで、住民にも納得してもらい労働権を守ろうという論理でした。

当時の自治労の幹部は階級意識が高い人たちが多かったのですが、長野県の地方自治防衛大会で住民に批判されても、住民の意識が低いとか、労働者の基本的な権利を要求するのが当然だなどと反発しないで、自治体の現状では住民が支持できない状況を反省し、むしろ内部から改革しないといけないと反省し、活動したことには感心しました。

当時の幹部が二十代、三十代と若かったせいがあるかもしれませんが、反省したというのは偉大なことだと思います。地方自治の確立と労働権の確保とをしっかりと結びつけて考えたところが、いま思うと労働組合の幹部としては弾力的だったと思います。彼らには、戦後憲法の実現したいという若さがあったのではないのでしょうか。

**辻山** 自治研誕生時の息吹きが伝わってくるようです。

自治労の自治研が、国民の自治研が  
——『自治研の手引き』をめぐって

**辻山** 第一回自治研集会のあとに、自治研をわかりやすく解説し、その進め方もわかるようなものがほしいとの声があり、これに応えるかたちで『自治研の手引き』という冊子がつくられました。一九五八年に発行されています。これはどのような方がつくられたのでしょうか。

**宮本** 『手引き』は、組合幹部と研究者が四人ずつ集まってつくりました。研究者は浪江慶さんと吉岡健次さんと小沢辰男さんと私でした。自治研を進めていくためには、手引きが必要だということで、自治研活動の進め方として、目的、主体、方法などを丁寧に書きこみました。

もともと日本の地方自治制度は、官治的、地方自治から始まりました。その後、大正デモクラシーの終わりがらから地方自治が発展し、さらに戦争中には統制機関として市町村の組織が拡大しました。そうすると、旧来の役所・役場のように地方の有力者の子どもが職員になればすむという話ではなくなりますが、多数の労働者が入らないと、役所・役場自身を構成できなくなってくるわけです。つまり戦争中にすでに官僚機構から一つの経営体として、多数の労働者、とりわけ戦争中は女性職員が非常に増えていたわけです。実態上も官吏から労働者に転化していったら、客観的に戦前とは比べ物にならないほどに自治体機構が巨大化しました。

この一連の歴史的变化の中で、公吏ではなく労働者として労組をつくらないと労働権を確保できないという客観的な状況にな

った。さらに、憲法で地方自治が確立して、国から独立して自分たちが地方自治を発展させなければならぬという使命感を帯びている、この歴史的な変化を自覚してもらおうということで手引きをつくりました。

**辻山** 『手引き』をつくる際に、どんな点が論争になりましたか。

**宮本** やはり自治労の人たちと研究者との間に、自治研を行う主体をめぐって意見の相違があったような気がします。つまり、自治労の自治研なのか、自治労がやっているけれども国民の自治研なのかという対立です。この主体をめぐっては、その後も絶えず議論になったところだと思います。

憲法が保障している地方自治とその実態には大きな乖離がある。憲法で保障された地方自治を実現するために、住民自身が大きな市民運動を起こして地方自治を確立するという状況にはないので、まずは自覚した自治労が地方自治の発展を掲げて運動を展開すべきだ。ある時期までいけば、自治労の手を離れて、国民が地方自治を発展させるようになるに違いない。このように私は考えていました。

こうした私の考えに対して、自治労の人たちは、自治労が自治体労働者として地方自治を確立する運動をやっているわけで、お金もエネルギーも自治労が出している。これを国民の運動にされては困る、と。そこで結局、自治研活動は「住民のための地方自治を確立し、民主主義をいっそう発展させるための自治労の運動である」という整理をしました(笑)。

**辻山** 自治労の文書を読ませていただく、さきに先生からもお話がありましたように、自治研が開かれた直接の動機は、地

方財政危機対策だったようです。つまり、給料をきちんと払ってもらえるようにしたい。そこから当時の自治研集会のテーマである「地方自治を住民の手に」という発想まで、よくたどりついたな、という印象をもっていました。

いま先生のお話を伺い、きちんと住民に奉仕することを通じて、労働の達成感が得られるという労働者性に落着いていったということがわかり、なるほどと思うと共に歴史の重さも感じました。

**宮本** 当時の自治労の幹部は本当に優秀でしたよ。研究者とまともに議論して、意見をちゃんと受け止めてくれたと思います。

我々研究者も、自治研で学ぶことがとても多かった。その頃は、地域の問題や地方自治の研究は泥臭いことだと思われていて、学会すらほとんどありませんでした。私が地方財政研究を始めたときに、ある先生からそんな泥臭い仕事はやめておけ、才能の浪費になると言われたほどです(笑)。もつとも、私は地域が国民経済の土台となっているのですから、それがわからなければ国民経済はわかりませんよ、と言っておきました。

日本において地域問題の具体的な調査をやりはじめたのは、島恭彦京大教授、藤田武夫立教大教授、辻清明東大教授の三人の教授が指導される三つのグループでしたが、地域問題の重要性は普通の研究者にはなかなかわかってもらえませんでした。地方自治研究活動をすすめて集会が問題別になってくると、公衆衛生の研究者や社会保障の研究者がどんどん入ってくるわけです。泥臭さもあるけれど、地域から学際的に問題を見なければ、政治経済の問題を解けない



つじやま・たかのぶ 1947年北海道生まれ。中央大学大学院法学研究科修士課程修了。地方自治総合研究所常任研究員、中央大学法学部教授を経て現職。『自治基本条例はなぜ必要か』（公人の友社、2003年）、『新しい自治のしくみづくり』（ぎょうせい、2006年）、『平成大合併と広域連合一長野県広域行政の実証分析』（公人の友社、2007年）ほか著書多数。

ということ、自治研は、研究者にとつては非常に大きな学びの場になったと思います。私を含めて研究者は、自治研に感謝しないといけない。

辻山 発足当時と今の自治研を比べて、かつてのようないい創造的関係が研究者との間で形成されていくかどうか、これから大きな課題でしょうね。

#### 「四日市に公害あり」

#### ——公害を告発した歴史的集会

辻山 先生は、いち早く地域開発を含む日本の経済成長と公害の問題に着目されたお仕事をなされてきました。

日本の地域開発の歴史は、四日市公害の問題が転機となったといわれています。しかも、この四日市公害は、自治研集会の場で初めて公表されたと聞きました。

宮本 地方財政の危機は、私たちが想像していたよりも早くに解消しました。一九五五年に地方財政再建促進法ができて、非常に多くの府県が再建団体になったのですが、その前年頃から高度経済成長が始まり、

財政状態は急激に良くなっていきます。

こうして、当面の賃金をどうするかという貧困問題が解消し、自治体の行政そのものが高度成長に乗っかり、地域開発を通じて住民の福祉を向上させるといふ基調になっていきます。しかし個々の自治体を見ていくと、地域開発行政によって、自治体行政が大きくゆがみはじめていました。道路、港湾、空港といった社会資本を中心に整備し、財政面でも減税政策をとって、固定資産税や住民税、事業税を免除するなど、企業を誘致するために徹底的に企業に奉仕をする。そのため、福祉や健康の問題がおろそかになってきた。

自治体行政が地域開発政策におぼれたままでは、住民のためにはなく、資本のために奉仕をすることになってしまおうということ、地域開発とは何かをしつかり議論しようという話になりました。そこで、政策分科会をつくって、地域開発を理論的にも歴史的にも実態的にも議論することになりました。これは大変な叡智だったと思います。それが「地域開発の夢と現実」というテーマを掲げた一九六一年の第五回静岡

集会で、全国の現状報告のなから、行政自身のゆがみについての批判や地域開発は無条件に良いわけではないという意見が出される画期的な集会となりました。

四日市の石油コンビナートは、高度成長期の地域開発のモデルでした。四日市にならんと各自治体がコンビナートの誘致を考えていた時代です。そうした中、三重県職と四日市市職による共同で、四日市に公害ありという衝撃的な報告が行われたのです。

四日市コンビナートは、石炭の北九州とは違い石油を使った世界最新鋭で、技術的にも非常に優れ、公害は発生しないと考えられていました。その四日市で深刻な公害が発生し、八〇〇人を超える喘息患者がおおりの、四日市港の魚も石油くさくて食べられないという報告に、みな驚きを隠せませんでした。

当局は、喘息患者の発生が石油コンビナートによるものだとすることは発表していませんでしたから、静岡自治研での報告がきっかけとなって、いろんなジャーナリズムも動きだしました。『世界』編集部もすぐに「地域開発の夢と現実」という特集を組み、静岡集会に参加した地域の報告者を集めた座談会を、私の司会で行いました。あわせて私も論文を書きましたが、この特集は大変評判になりました。このように地域開発批判のスタートは、自治研だったわけです。

#### 現場主義の引き金をひいた自治研活動

宮本 静岡での報告をきいてすぐに、四日市市職の人たちと相談して調査に入り、翌

年「しのびよる公害」という論文を『世界』に書きました。この論文が日本の社会科学における最初の公害分析と言われている。

実は、三重県は一九六〇年ごろから深刻な公害問題が起きているということで、三重大学の吉田克己さんとか名古屋大学の水野宏さんなどの公衆衛生学者に依頼して、非常にしっかりと調査報告書をまとめていました。三重県職の報告もこの報告書がもとになっていたのですが、門外不出とされてきました。

だから、三重県職や四日市市職の人たちが自治研で報告するには、相当勇気がいったと思います。自治研での報告は、大学の研究者のレポートに基づいて、どこにどれだけの被害が発生しており、コンビナートが原因だということがしつかり報告されたので、よりインパクトがあつたのだと思います。この四日市問題がきっかけとなって、一九六三年、六四年の三島、沼津、清水二市一町の石油コンビナート誘致反対運動につながっていききました。

それまで公害については社会科学では扱われていませんでしたが、これは新しい経済問題だと思いました。四日市に行つて、悪臭のひどいところで実際に患者に会うと悲惨な状況でした。白砂青松が埋め立てられて第二コンビナートが作られている。第一コンビナートで災害が起こっているのに、まだ第二コンビナートを作っている。

そこで経済学の基本的な反省をしてみました。つまり、白砂青松の美しい海岸をつぶしたことは、経済的にはなんらマイナスの評価をされていないわけです。むしろそこを埋め立てて工場用地として売れば国富が





みやもと・けんいち 1930年台北市生まれ。名古屋大学経済学部を卒業後、金沢大学法助教授を経て大阪市立大学教授。立命館大学でも教鞭をふるい、滋賀大学では学長を務める。自治労自治研集會には創生期から参加。経済学博士。専攻は財政学、地域経済論、公害・環境問題。日本地方財政学会理事長、環境経済・政策学会理事、自治体問題研究所理事長、日本環境会議代表理事などを歴任。『社会資本論』(有斐閣)、『都市経済論』(筑摩書房)、『現代資本主義と国家』、『環境経済学(新版)』、『日本社会の可能性』(以上、岩波書店)など著書多数。

増える。一方、自然破壊は一切勘定には入らない。被害者には老人と子どもが多いわけですが、老人と子どもは国民所得に無関係ということでこれもゼロ評価です。むしろ医療・医薬産業の所得が増えてプラスの評価となる。大きな社会的損失が発生しているのに地域開発は成功したという評価になる。これでよいのかと深刻に考えました。既存の経済学の限界と公害の経済学、環境経済学の必要性が自治研集會を契機に認識されたと思います。

労組は公害問題では企業側に立ったとよくいわれますが、そういう意味では、少なくとも自治労は違った。組織のルールを破り秘密の漏洩をおかしてでも、重要な住民の被害を明らかにし、はじめて地域開発を批判し、公害問題がいかに重要かを知らしめたということは、自治研の不朽の業績だと言っています。

辻山 まさにこれは情報に接することのできる自治体職員ならではですね。単に公害がおきるぞという警鐘だけではなくて、企業に依存した開発というのが地域の発展や

財政にゆがみをもたらすということで、議論を地域開発一般論にひろげていったのはやはり、自治研に研究者が入っていたことが大きかったのではないのでしょうか。

宮本 そうだと思えます。多くの研究者がその時期から、地域開発問題に熱心に取り組むようになりました。私たち島恭彦グループも、コンビナートの誘致に非常に熱心だった宮崎に自治労と連絡をとり調査に入りました。自治研が引き金になって、現場に行かなければならない。現場を見ることによって、地域開発の現実を知ることができたと思います。

辻山 こうした一連の問題は、時間はかかりましたけれど、後の情報公開制度にも結実していったといえますね。

### 地域開発を阻止した 三島・沼津の市民運動

辻山 高度経済成長期には、入ってくる利益が大きければ少しマイナス要素には目をつぶっていようという行政の姿勢があった

と思います。それをできなくさせた功績は大きいですね。

宮本 そうですね。なかなかそう簡単にはいきませんでした。最初の警鐘を鳴らしたのが三島・沼津・清水の運動です。静岡県は、住友化学と富士石油を中心とした石油コンビナートを富士山麓の素晴らしいところにつくろうとしました。そこで、はじめて本格的な市民運動が起こります。当時の長谷川泰三三島市長は革新系だったので開発反対の立場を表明していましたが、残る二つの市・町と静岡県が、県の命運がかかっていると賛成の立場でした。

幸いにも当該地域にあった国立遺伝研究所長の木原均先生が、富士山麓に公害の拠点ができることと遺伝の研究に差し支えるということ、率先して反対の声をあげられました。当時の文部省は遺伝研究所の職員が反対運動に加わるなど圧力をかけたのですが、そんな圧力をもともせず、松村清二変異遺伝学部長が住民の調査団長になり、優れた専門家が市民運動に加わり、日本初の市民によるアセスメントが行われました。

このアセスメントでは、西岡昭夫さんなど優秀な沼津工業高等学校の先生が実働部隊となつて、鯉のぼりを全市いっせいにあげて気流の調査をやるなど、独創的かつ極めて科学的な素晴らしい調査が行われました。この結果、公害の恐れがあるという報告書を出しました。政府はあわてて黒川真武工業技術院長を団長とする調査団をつくり、二〇〇〇万円という当時では莫大な予算と自衛隊機まで使ったアセスメントを実施し、公害の恐れはないという発表をしました。

この市民運動が非常に優れていたのは、政府のアセスメント調査を一切妨害せず、政治的議論ではなく科学的議論をしようという方針をとったことです。

市民調査の水準が高かったのに比べて、政府報告書には誤りが多く、通産省で行われた両調査団の論争で政府の調査が完全に論破されました。

その後、一九六四年九月一三日に開かれた大集会で絶対反対が決議され、有権者の三分の一が参加するデモも行われました。僕も現場にいましたが、農漁民や銀行の支店長までもがプラカードをかついで反対をしている。自治労も国労も教組も入っていました。自治研も国労も教組も入っていました。これが新しい運動のスタイルを提起したと思います。情報、資金、労力は提供するけれども、先頭には市民と農漁民が立つ。この地域の発展のためにはコンビナート誘致は必要ない、地元の産業を発展させ、景観を守るといった別な地域開発の方法があるということ、医師会も商工会議所もみな、反対運動に加わりました。保守をも巻き込み、ほとんどの住民が公害から地域の環境を守るということで一致した。はじめ

て市民が生まれたのだと実感しました。住民がそれほどまでに反対したので、沼津市・清水町と静岡県はコンビナート建設を撤回せざるを得ませんでした。そこで政府も企業も撤回に同意したわけです。これが日本の最初の地方自治にもとづいた市民運動の勝利で、地域開発というのは違った形でありうることを示されたと思います。

これが転機となり、以降、全国的に起こる市民運動も三島・沼津に学べるとなりまし

た。知恵で勝とうというのが彼らの基本で、知恵を出して住民の意識を変えようと、学習会を三〇〇回も開催しました。それから住民を動員して四日市行って臭い魚を食べたり、被害者に会ったりして、感覚的にこれは大変なことになると伝え、その成果がデモになるわけです。

この学習会を重ねて、かつ地域の革新的な政党というよりも市民を中心にして、中央陳情でなく自治体の政策転換をめざして総合的な運動にするという三島・沼津型があちこちではじまり、地方自治を基本にした市民運動が展開していきます。それが革新自治体を生む背景にあつたと思います。

**辻山** 自治体の職員や自治労がちよつと引いた位置で存在するというスタイルは、地域で市民が運動を展開していく上で重要だと思われませんか。

**宮本** 彼らは行政の専門家ですから、社会問題が起こったときに情報分析の技術をもっています。ただ、主体になれるかという主体にはなれない。コーディネーターです。住民のニーズがはつきりと出てきたときに、役割を発揮するのが自治体職員だと思います。

政府の地域開発反対の最初の引き金を自治研がひいたということは歴史に残ると思います。自治体は資本に奉仕するのではなく、住民に奉仕するというのを打ちだした意味は非常に大きい。

### 収縮、停滞する自治体職員

**辻山** 自治研発足当初から積極的に関わられてきた先生の目には、今の自治体労働者と自治研の現状がどのように映っておられ

るでしょうか。

**宮本** 経過として考えていることをちよつと申し上げます。一九六〇年代終盤から、公害や環境の分科会ができました。庄司光さんと私が最初の助言者で、問題の性格上思い切つてこの分科会だけは市民が主体になつたほうがいいと考え、自治体職員だけではなく、市民が参加できるように呼びかけようと、公害反対運動をやっている人たちに来てくださいと宣伝しました。

すると従来の問題別の分科会とは異なり、自治体職員がつるしあげられるわけですから、こんなひどい公害問題があるのに、お前たち何をやっているんだと。当時は公害対策の組織がなく、予算も組んでいない自治体もあるわけですから、自治体の公害行政の遅れがはつきりしてしまいました。すると当然、自治体職員が主体性をもつどころか、批判をされた職員も及び腰になって熱意が失われていきました。

公害問題を現実的に解決しようと思えば、法治国家ですから原因企業に座り込んだり、示威運動をするというだけではだめなので、具体的調査をして条例をつくったり原因者と協定を結ぶ必要があります。私は自治体職員から、そういう具体的な対策について積極的に発言してほしかったのですが、なかなかそうはならずに残念でした。

また一九八〇年代になると、革新自治体が崩壊していく過程の中で都市経営論が出てきます。一方、公害問題についても一段落して性格が変わつたということもあつて、新しい芽生えというのが分科会に感じられなくなつてきました。

自治研が引き金になつて市民運動を起し、その運動によって革新自治体が生まれ

政府が法体系をつくつて問題解決のきつかけをつかむという大きな流れから、都市経営論や新自由主義のもとで、公務員労働組合自身が後ろに下がり、公務員全体が批判される状況になつてしまいました。

そういう意味では僕は、一九八〇年代後半以降の自治体は公共性を喪失していると思います。公共性の復権のためには、自治体が前進しないといけないのに、公務員労働者が畏縮しているという非常に困つた状況になつている。

私は自治労との関係がなくなっています。最近、あらためて革新自治体について考えています。戦後の日本の歴史の中で、憲法の精神にしたがつて、民主主義や環境、福祉を進めたのが革新自治体の時代だったと思います。これはやはり、地方自治というものがもつていた力を実現したということとで、これからの日本の将来を考えても、政治を変えていく道筋は、自治体を革新自治体へと変えていくことだと思えます。

当時は、環境や福祉、自治は前進したものの、財政改革をはじめとする経済政策がほとんど手付かずでした。私は、東京が日本の経済の中心として、国民経済、あるいは都民の経済に寄与するにはどうすればよいかという方針を示さずに、福祉的な考え方で経済政策を組んでいるのは限界だ、このままでは都政はダメになるのではないかということをも美濃部さん（\*2）に言つてきました。しかし、当時のマルクス主義経済学者は、国民経済の問題は政府が考えればよいので、自治体は社会政策の立場で中小企業の擁護を行うなどという発想から抜け出せないままでした。

このように革新自治体の限界があつたこ

とは認めますが、その反省を踏まえて、次の自治体をどういうふうな新しい革新的、民主的なものにするかという展望をもつことが私たちにとつての非常に大きな課題です。中央政府は簡単に変えられないかもしれないけれど、自治体が変わっていく可能性というのは、日本にはずいぶんあるはず

### 自治体労働者は、いまこそ公共性の復権を

**宮本** そこで重要なのは、自治体労働者の資質だと思つています。革新自治体をつくつたとき、自治体労働者も革新的でした。かつ、全体に奉仕しようという気概に燃えていて、自治研活動にも非常にエネルギーがあつた。そのエネルギーをそのまま政策実現に向けて動かしていく基盤を自治研がつくつていました。自治体労働者が前に出るといふ姿勢がなければ、自治体を変えることはできないでしょう。いま、市民に力がなくなつてきているということもあるかもしれませんが、市民がいろいろなニーズを持つて自治体を変えたいと動くときに、自治体労働者が今のままではダメです。やはり自治体労働者自身が本当に地方自治を確立していかなければ。

現在の政治は混乱していますが、まず自治体が変われば、全体の政治が変わるといふ状況だと思えます。あらためて自治体労働者には自治研活動をはじめとして、公共性の復権を積極的にやつてほしい。

最近では本心に情けない顔をしている自治体労働者が多すぎる（笑）。もつと自分たちこそが公共性の復権をやるんだという気

概を持ってくれないと。新自由主義で日本の社会が行き詰るのは間違いないわけで、新しい時代を示さないといけない転換期にいます。いまこそ、自治体労働者が新しい時代にふさわしい運動をしないと、なかなか社会はよくなるらないと思っていますので、大いに期待をしています。

**辻山** 新自由主義的な構造改革の流れも自治体政策に反映していて、困難を抱えて泣いている市民も少なくありません。そうした人々から自治体労働者も一緒になって批判の対象になっている。こんな時こそ市民と向き合って対話をしていくしか道はないでしょう。そういう場としても自治研には意味があると思います。

**宮本** 新自由主義による構造改革以後の三位一体改革がもたらした地方財政危機や、ここまで落ち込んでしまった労働問題にしても格差問題にしても、回復不可能なところに追い込まれようとしています。

いままさに自治の復権を機軸に、自治研活動を新しい段階で始めてほしいと思います。そのためには、私の経験からすると市民に参加してもらいたいし、そのときには職員も逃げないでほしい。

かつて東京都の公害局次長を務めた田尻宗昭さんに、「先生は自治労、自治研とか言っているけれど、仕事が終わってから被害者のところにいこうと職員を誘っても、『次長、もう労働時間が終わりました』と言っただけで来てくれないのが実態ですよ」とよく言われました。

彼は、公務員が憲法の守護者だと思っていました。勤務時間が終わっても行かざるを得ないというのが良いか悪いかは確かに議論の余地があります。でも、勤務時間が

終わった後であれば、そのあとは労働者として行けばいいじゃないですか。自治体の労働者が住民の奉仕者であるためには、労働 (Labour) から仕事 (work) にならないといけないと言っています。そこが難しいところですよ。市民のために行動する、市民として行動するために前に出られるかというところで、まだまだ躊躇や異論があるのかもしれない。でも田尻さんのような自治体職員がいるのが救いというか、彼のような公務員がもつとすれば変わったの

③月刊自治研 2006年11月号

特集◎市民と自治研活動——論文

## ふり返っての自治研活動

寄本勝美・早稲田大学政治経済学部教授

### 一、自治研と私

私が自治研助言者になったのは、一九七三年に第一五回自治研全国集会在福岡市で開かれたときであった。当時の助言者幹部には、松尾均、加藤一明、横山桂次、大原光憲、山内敏雄、高橋清、小澤辰男、門間薫吉、宮本憲一、小川利夫、柴田徳衛などの諸先生がおられた。当時は助言者全員で構成される助言者団が存在していて、私が助言者になれたのも、実は助言者団による

ではないかと思っています。

**辻山** 自治研運動は、人々の暮らしや地域の運命に関わっていくことで、自治体労働者の働く意味を獲得するようになったのです。

いま、地域間格差や自治体財政の危機の中で、どうしたら良いだろうと思ひ悩む自治体職員も多いと思いますが、自治体を変えるという目標をもつてやっつけていこうという提案をいただきました。その場として自治研が十分役に立つ可能性があるという

ことになると思っています。今日は本当にありがとうございました。(二〇〇九年七月二日 於・都内)

\*1 群馬県出身。一九五五〜一九六〇年自治労中央執行委員。

\*2 美濃部亮吉。革新都知事として、一九六七年〜一九七九年の二年間(三期)にわたり東京都知事を務めた。

よりもと・かつみ 一九四〇年和歌山県生まれ。早稲田大学大学院政治学研究所博士課程単位取得退学。早稲田大学政治経済学部の助手、専任講師、助教授を経て一九七八年より教授。法学博士(京都大学)。廃棄物学学会会長、日本地方自治学会理事長、日本行政学会理事等を歴任。主な著作には、『三戦争—地方自治の苦悩と実験』(白鷺新書、一九七四年)、『現場の思想と地方自治』(宇陽書房、一九八一年)、『ごみとリサイクル』(岩波新書、一九九〇年)、『川崎市議会史・第三巻』(川崎市議会、一九八五年)、『自治の現場と参加』(宇陽書房、一九八九年)、『地球時代の環境政策』(編著、ぎょうせい、一九九二年)、『自治の形成と市民—ヒッツバーグ市政研究』(東京大学出版会、一九九三年)、『政策の形成と市民』(有斐閣、一九九八年)、『公共を支える民—市民主権の地方自治』(編著、コモンズ、二〇〇一年)、『リサイクル社会への道』(岩波新書、二〇〇三年)、『ごみの百科事典』(共編著、丸善、二〇〇三年) ほか

推薦と承認を得られたからである。助言者団の全体会議は、毎年、全国集会の日時と場所に合わせて開かれ、関連事項の討議のほかに勉強会をもっていた。また、当時、撰津訴訟(\*1)が大詰めの段階をむかえていたが、これに対して助言者団は、国に対して地方財政の確立を要求する声明文を出している。

ところで私は、自分にとっては初めての全国集会となったこの福岡集会で、ひどく叱られたことがある。夕食後の自由時間には、助言者はあっちこちの部屋に集まっ

て話に花を咲かせるのだが、たまたま私が立ち寄った部屋では差別問題が取り上げられていた。しばらくして意見を求められた私が、「寝た子を起こさない方がいいのでは」と答えたところ、この分野の権威である先生から、「そんな考えでよく助言者がつとまるね」とたしなめられたのである。そんな自分を私は大いに恥じることも、自分の浅はかさを責め立てたものである。

差別の問題は、個々人に降りかかってくるのみならず、清掃事業そのものにとつて極めて重要な問題だった。自治研活動にお

いても、職場や地域社会での「清掃差別」の事例がしばしば報告され、それに対応するための理論武装や闘いの方法論が論じられた。

## 二、感動した取り組み

### (1) 沼津における挑戦

#### ——「清掃差別」との闘いと分別収集

その後私は、県本部単組の自治研集會によく出るようになったが、それが縁で長いつきあいが始まった職場もいくつもある。その最たる例が沼津市の清掃職場である（\*2）。沼津では、空き瓶、空き缶、古紙などを「資源ごみ」と名づけて月一回分別収集し、それぞれを民間の再生資源業者に売却する仕組みを市内全域で実施することになった。これがスタートしたのは一九七六年であったが、まもなくそれは、「沼津方式」と呼ばれるようになり、あたかも「沼津詣で」のごとく連日大勢の見学者が訪れることになった。というのも、「資源ごみ」の分別収集型リサイクルは、日本で、否、おそらくは世界でも最初の画期的な試みであったからである。

しかも、沼津方式というのは、職場自治研の成果として生み出されたものであり、その社会的意義は絶大であった。というのも当時、同市では、ごみの処分地の継続使用をめぐって市と住民との間で紛争が起きており、住民が設けたヒケなどにより清掃車が立ち往生さえしていた。こうした事態に対して職員とくに現業職員からは、こうした住民運動は清掃事業に対する社会的差別の表れであり、それに対して我々としても彼らのごみの収集を拒否するなど、断固

たる姿勢で臨むべきだとの意見も出てきていた。

ところが、こうした強硬意見に対し、清掃職場の何名かの職員から異論が提起され、次のような指摘がなされた。

・住民だけを悪者にできない。というのも職場の中を見れば、ごみの中から有価物を抜き取り、それら売って得た金が当の職員の私的な収入になっている

・このほか職場にはいろいろな内部問題がある

・清掃差別というが、自分が清掃職員であることを隠すなど、自分で自分を差別していることもある

こうした、いわゆる内部問題提起をしたのは、清掃職場では比較的若手の、職場自治研に最も熱心で前向きな職員たちだった。彼らは六〇人ほどの市の清掃職員のうち、当初は五、六人に過ぎなかったが、彼らの資源ごみを通した新しい清掃事業づくりに対してはもろろんのこと、職場改革、さらには清掃差別をなくそうという訴えが次第に多くの職員をひきつけるようになってきた。それはまさに「職場内住民運動」とでもいうべきもので、それによってかちどられた職場改革の方策は、次の通りである。

・職員の私的収入になっている有価物の売却は、いっさいやめる

・資源ごみの分別収集と選別回収は、市の新しい正式の清掃事業の一環として位置づける。市はこの事業を直営で行う。こうしたりリサイクル事業はすべて現有の職員のみで行い、増員はしない

・前述の職員の私的収入の代替策として、あるいはこの新しい事業がもたらす労働強化の見返りとして、職員に月額一人二

万円のリサイクル手当を要求する

職場での話し合いの結果、市の清掃職員は制服（作業服）の左肩上に、金色の糸で自分の名を縫いつけることになった。「市民にもう「ごみ屋」とは呼ばせない、自分の名で呼んでもらおう」というのであった。

以上のように見てみると、沼津の取り組みの意義は、まずはすでに指摘したように、分別収集型リサイクルシステムを、おそらく世界で最初に実現したということにある。しかし、それだけではないのである。

それは、清掃という、日陰者扱いされがちだった仕事に光をあてたことにある。しかもその光は、現場職員により自治研活動を通してあてられたものであった。さらにその光は、ごみの資源化とかごみ減量という物理的な効果だけでなく、清掃差別をなくすこと、清掃事業の社会的評価を高めるためのものであったのである。

いずれにせよ、自治研集會で沼津の職員から、「沼津方式」の導入の是非を問われた私は、上記のごとき意義に諸手をあげて賛成の助言をした。しかし、はたして新方式がうまくいくかどうか、とくに住民が資源ごみの分別収集に協力してくれるかどうか、その第一日目の状況を見学するため私は、職員のリーダーの家に泊めてもらい、早朝にごみの集積所に出かけたが、分別収集に協力する住民の姿に触れて、感動したものである。

### (2) 清掃自治研とハンプトン先生の感動

自治研活動は、外国人にも深い感動を呼ぶ場がある。一九七七年に松江市で開かれた。自治研全国集會には、自治労が別件で招いていたイギリスのシェフィールド大

学のウイリアム・ハンプトン教授もこれにいた（\*3）。六道湖を眼下に見渡せるホテルのサロンで、ホスト役の横山桂次先生に呼ばれて、私も談笑に加わった。

さて、その翌日、ハンプトン先生はいくつかの分科会の会場を、通訳を連れて訪れたが、清掃分科会にも立ち寄られ、一時間ほど議論に耳を傾けておられた。そして、その日ホテルに帰った際、私はメッセージを受け取った。それは通訳からのもので、おおむね次のようなことが書かれていた。

——「今日、清掃分科会を見学したあとハンプトン先生は、『現場の清掃労働者が全国から集まり、清掃事業をいかに改善していくかといったような話し合いを三日にもわたって続けるなんて、イギリスでは考えられない』と大変感動されておりましたので、このことを先生に知ってもらいたく、伝言をフロントに預けます」と。

### (3) バラの造花と問題の提起

感動のエピソードをいま一つあげてみよう。Aさんは、東京都墨田区向島でごみ収集をしている現場職員であるが、集積所に変わった容器があることに気がついてきた。というのは、その容器のふたに、布で作ったバラの造花が針金でくくりつけられていたからである。「ごみ容器にまで造花を取りつけるとは、なんと花の好きな人なんだろう」と感心していたのだが、それでもやはり、いったい誰がその容器を使っているのか気になるのであった。

そこである日Aさんは、早めに現場に行き、電信柱に身を隠してその人が現れるのを待った。そしてその人の姿を見たとき、彼は非常に驚き、厳粛な気持ちにすんなり

たという。

その人は全盲のため、清掃車が来て収集した後に、空になった容器を集積所に取りに行くわけだが、そのままではどれが自分の家の容器か分からない。そこで彼女はふたにくくりつけた造花に手が触れると、それが自分の容器であると分かるようにしていたのである。

このことにAさんは非常なショックを受けた。というのは、二〇年近く清掃の仕事しながら、身体の不自由な人がどのようにしてごみを出しているのか、考えもしなかったからである。そこでAさんは、職場の仲間に向かって次のような提案をする。――お年寄りや身体の不自由な人の家には、玄関までごみを取りに行こう、そして一人暮らしのお年寄りには、ときどき戸を開けて話し相手になってあげよう、これくらいのことでは待ち時間（\*4）を使えば充分にできる、と。

この提案を実現するため、職場ではホームヘルパー制度をつくり、対象となる家を調べて実行に移していった。この取り組みを東京都の職員労組の自治研集会で知った私は、早速現地に出かけ、清掃車に同乗して現地見学をしている。先述の、目の不自由なご婦人にもお会いすることができた。それで分かったことは、この取り組みが対象者の住民からどんなに喜ばれているかという点と、この新しい取り組みを実現するまでには、やはり職場での「内なる闘い」を経なければならなかった、ということである。

以上の二つの事例、すなわち、沼津市と墨田区の清掃労組の取り組みは、自治研助

言者としての私にとつて、最も感動的なものである。最近の自治研活動で少し気になるのは、このような感動的な取り組みが、やや少なくなっていることではなからうか（これがもし私の思い違いであればよいのだが）。

いずれにしてもこれらの事例から、自治研活動の意義として以下の諸点を指摘することができよう。第一に、向島のAさんがごみ容器のふたにくくりつけられたバラの造花を不思議に思い、電信柱に隠れてその持ち主を見定めようとの気持ちになったのは、自治研活動を通じて、自分の仕事と社会とのつながりについての問題意識を持つに至っていたからである。そうでなければ、わざわざ「現場視察」を試みるようなことはしなかったはずである。

第二に、こうした問題意識を持った職員が、それを自分だけの問題にとどめず、職場改革につなげていったことである。職場にはそれに無関心であるか、ひいては反対・抵抗する職員が少なくはなく、したがって職場を改革するには、まずは職場内における抵抗勢力との闘い、こうした意味での「内なる闘い」にかたなければならなかった。

第三に、当時、直営化闘争が自治労の最も重要な運動方針の一つに組み入れられていたが、それに合わせて自治研も直営のよいところを活かすための学習と活動を重視してきたことである。また各単組は互いに学び合い、他の職場の先進的な活動のよいところを積極的に取り入れ、自分たちの職場の取り組みを活かしていこうとする謙虚さと進取の精神を持っていた。ただしこのところ、そうした自治研活動の精神がやや

欠けてきたのではないかと思われる。

### 三、自治研活動における横断的学習の意義

ところで私は、自治研助言者になって一〇年ほど過ぎた一九八四年から一九八五年にかけて、アメリカのペンシルバニア州ピッツバーグ市に滞在し同市の市政研究に携わったが、ときどき自治労の自治研活動に思いをはせることがあった。

まず、ピッツバーグ市では、市の労働組合は業務別に組織されていて、その数はホワイトカラー（一般事務職、清掃、消防、交通誘導員（日本でいう学童擁護員）など）九つに分かれており、団体交渉も別々に行われている。これに対して日本では、民間労組と同様に自治体労組もいわゆる企業別組織になっている。つまり民間労組がそれぞれの企業を単位にして組織されているように、自治体労組もそれぞれの自治体を基本単位にして組織されているのである。

このように、自治体を組織単位にした自治体労組は、自治研のような活動をやる上では、職種別ないし業種別労組に比べると、はるかに優れた利点を持っている。というのは、前者では、基本的にはそれぞれ自治体全体を組織単位にしているため、職員にとつては自分の職場の壁を越えて横断的な学習が可能となるのである。清掃部門の職員が福祉や地方財政、あるいはまちづくりの学習に参加し、それを自分の職場や自治体の改革に活かしていくことができるのである。

これに対しアメリカの自治体労組の組織形態は、日本の自治研のように横断的、総

合的な学習や運動には不向きであるが、しかし、それよりも何よりもアメリカの自治体労組には、自治研活動のように自治体や職員が当面するさまざまな問題を、職員が労働組合活動に参加する形で調査し、学習して、その結果を組合による政策要求として提起すること、ひいてはその政策を実現するための運動を行うこと、その上、ときにはこうした運動に住民の参加を求め、彼らとの「共闘」を図ることといった自治研的発想は、いまもって希薄である。もしも、あの松江での全国自治研の会場を訪れたならば、おそらくそのリーダーのほとんどが、ハンプトン先生に劣らず感激したことだろう。

\*1 保育所の設置費用に対する国庫負担金をめぐる、摂津市と国との訴訟（一九七六年一月一三日東京地裁判決）。判決は原告である摂津市の全面敗訴であった。

\*2 沼津市の清掃職場の取り組みについては、寄本勝美『現場の思想と地方自治』（学陽書房、一九八一年）に詳しい。

\*3 ハンプトン (William Hampton) 教授の著作の中には邦訳されているものもある。君村昌監訳『地方自治と都市政治』（敬文堂、一九九六年）。

\*4 東京都区部では、ごみを積載した清掃車が清掃工場や埋め立て地に行つて帰ってくるのに一時間前後を要するが、その際、車に乗るのは運転手のみで、他の収集作業員は車が帰ってくるまで次の収集現場で待つことになっている。この間の時間を「待ち時間」という。

# 自治研全国集会の開催経過

▶ 第1回（1957年・甲府市）から第33回（2010年・名古屋市）まで



2010年11月 愛知自治研（名古屋市国際会議場）

## 第1回（1957年4月5～6日）甲府市、参加者数1000人

- 第1分科会 自治体労働者の現状はどうなっているか
- 第2分科会 職場から見た自治体行政の実態—都道府県
- 第3分科会 職場からみた自治体行政の実態—市町村
- 第4分科会 住民との結合を阻害しているものは何か
- 第5分科会 自治研活動をどう進めるか

## 第2回（1958年）下関市、参加者数3200人

行政部門別分科会方式となり、一般組合員の参加数が増える。

## 第3回（1959年）長野市

調査・研究が充実し、討論内容も具体的で実質的なものになる。  
一方、「自治研の曲がり角」という反省・批判も出る。

## 第4回（1960年）新潟市

安保闘争のもりあがるなかで、「自治」という認識が高まり、安保の闘いと自治研活動が結びつく。

## 第5回（1961年10月6～9日）静岡市、参加者数4320人

基調テーマ「地方自治を住民の手に」  
基調講演「地域開発と自治体行政」小沢辰男・武蔵大教授

## 第6回（1962年10月2～5日）大津市、参加者数6346人

基調講演「日本の都市問題」柴田徳衛・都立大教授

## 第7回（1963年10月1～4日）鹿児島市、参加者数4936人

基調講演「自治体財政と広域行政」吉岡健次・大阪市大教授

## 第8回（1965年4月22～25日）徳島市、参加者数4800人

基調講演「地方自治の危険と住民」小沢辰男・武蔵大教授

## 第9回（1966年6月3～6日）福島市、参加者数5600人

基調講演「地方自治と自治体労働者の任務」青木宗也・法政大教授

<b>第10回 (1967年7月3～6日) 広島市、参加者数3500人</b>
基調講演「住民の住民による地方政治」日高六郎・東大教授
<b>第11回 (1968年4月) 青森市、参加者数3276人</b>
記念講演「転換期に立つ日本と地方自治体」福島要一・日本学術会議会員
<b>第12回 (1969年6月) 富山市、参加者数3200人</b>
記念講演「70年問題と地方自治」宮本憲一・大阪市大教授
<b>第13回 (1970年5月10～13日) 東京都、参加者数5000人</b>
記念講演「70年代における自治体改革の展望」飛鳥田一雄・横浜市長
<b>第14回 (1971年10月12～15日) 別府市、参加者数4000人</b>
記念講演「憲法と地方自治」小林直輝・東大教授 特別報告「真の沖縄返還を闘いとるために」岸本忠三郎（沖縄県本部委員長）
<b>第15回 (1973年10月29～11月1日) 福岡市、参加者数5078人</b>
基調報告「闘う自治研を創造し、住民自治を確立しよう」 記念講演「日本列島改造計画と対決し、地方自治を確立しよう」木村禧八郎
<b>第16回 (1975年10月21～24日) 水戸市、参加者数5000人</b>
基調報告「いまこそ自治研活動の強化で財政攻撃に対決し、住民自治の確立を」 記念講演「戦後地方自治の変遷と改革への道」高橋正雄・九大名誉教授 特別報告①「地方財政危機と自治研活動」小沢辰男・武蔵大教授 ②「福岡における地方自治確立のたたかい」川野敬典・福岡県本部委員長
<b>第17回 (1977年10月27～30日) 松江市、参加者数5000人</b>
実践テーマ「地方自治体の危機を克服するために、どのように住民共闘を発展させるか」 基調講演「地方財政危機打開の方策」伊藤光晴・千葉大教授 特別報告①「革新自治体の権力基盤」横山桂次・中央大教授 ②「独占の水収奪と環境破壊」谷岡清寿・高知県本部 記念講演「フランスにおける社会主義」ロベール・ポンティオン・フランス社会党
<b>第18回 (1979年11月6～9日) 宮崎市、参加者数5200人</b>
研究・実践テーマ「地方財政危機を打開し、住民共闘を発展させ、民主的な自治体改革をめざす」 実践課題「職場の民主化をはかり、職場自治研を発展強化し、民主自治を確立します」 基調講演「80年代の地方自治の展望」大内秀明・東北大教授
<b>第19回 (1981年10月26～29日) 金沢市、参加者数4000人</b>
実践テーマ「職場自治研・地域自治研を強化し、地域の労働者・住民との共同作業による自治体改革をめざそう」 基調報告「行政改革と自治体労働者の任務—80年代の自治を展望して」 シンポジウム「日本における自治の伝統と現代」色川大吉・日高六郎・藤井清・小沢遼子・山内敏雄 加藤芳太郎・大原光憲／特別参加者・菅原文太

## 第20回（1983年10月4～7日）宇都宮市、参加者数4000人

実践テーマ第19回と同一

サブテーマ「政治の反動化・軍国主義化に抗し、住民自治の確保によるいのちとくらしを守るまちづくりにとりくもう」「財界主導の臨調改革と対決し、職場・地域から行革・地域生活闘争を進めよう」

活動家の意見発表 ①「言葉から考えよう」高野俊栄・新潟県本部

②「地域住民の立場から要求づくりを」田村節美・松江市議

③「自治研の歴史をふりかえって」徳永年章・宮崎市議

## 第21回（1985年10月20～23日）大阪市

サブスローガン「おんな・子ども・高齢者の時代のまちづくり」

基調報告「自治体改革と地域生活圏闘争—自治体労働者と住民によるまちづくりについて」

活動家意見発表「大都市プロジェクト」大阪府本部、「健福プロジェクト」島根県本部

記念講演「自治の時代と改革のエネルギー」奈良本辰也・歴史学者

「おんな・子ども・高齢者のまちづくり」に関する組合員意識調査報告

## 第22回（1987年10月13～16日）横浜市

サブスローガン第21回と同一

基調報告 ①沼田幸彦・自治研中央推進委員長

②「イギリスからのメッセージ」マイク・リー博士・大ロンドン企業委員会専任技術顧問

「知事テレビ会議—北から南から—」横路孝弘北海道知事、奥田八二福岡県知事、長洲 一二神奈川県知事  
司会＝日下部禧代子

## 第23回（1989年10月25～28日）函館市、参加者数約4800人

サブスローガン「いま、自立・共生の地域づくり」

対談「豊かさの中の生活文化を語る。いま北海道に異国を求めて」ジェームス三木・作家、コーディネーター、  
横路孝弘・北海道知事、坂本春生・西友顧問

## 第24回（1991年10月22～25日）伊勢市、参加者数約4800人

全体集会「対談—いかにして柳川掘割は再生したか」高畑勲・映画監督、広松伝・柳川市職員

パネルディスカッション「リゾートその光と影—国民的リゾート地域づくりにむけて」

天野礼子・アウトドアライター、衣斐賢讓・鈴鹿市長、岡山宗睦・西洋環境開発顧問、

吉野正治・京都府立大教授

## 第25回（1993年10月19～22日）熊本市、参加者数4000人

全体集会「パネルディスカッション 九州からアジアを考える」

パネリスト＝今村昭夫・九州経済調査会調査研究部長、小松裕・熊本大助教授、

姜信子・ノンフィクションライター、富野暉一郎・前逗子市長、坂本正・熊本商科大教授

## 第26回（1995年10月24～27日）長野市、参加者数4000人

サブスローガン「分権、自治で市民の政府・日本の未来を拓け」

記念公演「戦後日本の政治経済とこれからの課題—新しい政治の流れを求めて」宇沢弘文・東大名誉教授



### 第27回（1998年10月28～30日）米子市、参加者数約3000人

メインスローガン「創ろう、市民自治のゆたかな社会」  
 サブスローガン「鳥取発、自治が変わる自治を変える」  
 パネルディスカッション「分権時代の市民自治、自治体は分権行革に応えられるか」  
 パネリスト＝大森彌・東大教授、コーディネーター＝五十嵐敬喜・法政大教授、  
 樋口恵子・東京家政大教授、野田佳江・福井県大野市議、坂本昭文・鳥取県西伯町長

### 第28回（2000年10月25～27日）山形市、参加者数約3000人

サブスローガン「分権でえがこう21世紀のグランドデザイン」  
 パネルディスカッション「多文化共生の自治の姿を描く ― 地方分権による地域の再創造」  
 パネリスト＝武藤博己・法政大教授、コーディネーター＝辛淑王・人材育成コンサルタント、  
 安達三千代・国際ボランティア山形事務局長、小野寺喜一郎・山形県遊佐町長

### 第29回（2002年10月29～31日）徳島市、参加者数約3000人

サブスローガン「水・緑・風が輝く地方の時代へ」  
 記念講演「新しい公共サービス ― その問題意識」辻山幸宣・自治総研主任研究員

### 第30回（2004年10月21～23日）前橋市、参加者数約3000人

サブスローガン「小さな自治・地域の未来・みどりの風」  
 特別講演「公共サービス改革とニュージーランドの経験」  
 ポール・コクラン（ニュージーランド公務労組全国書記長）

### 第31回（2006年10月26～28日）那覇市、参加者数約2000人

サブスローガン「美ら島（ちゅらしま）でかたらい ひろげる共生の輪」  
 特別講演「一国二制度 濟州島の試み～アジアの交流と地域の活性化」  
 尹 聖植（韓国大統領直属政府革新地方分権委員会 前委員長）

### 第32回（2009年4月16～18日）札幌市、参加者数約2000人

サブスローガン「出会いがはぐくむ『地域の公共の力』」  
 地元記念講演「<旭山動物園>革命と出会い～夢を実現した復活プロジェクト」  
 小菅正夫（旭山動物園名誉園長）  
 特別講演「転換期の苦しさと『ローカル』の可能性～グローバル化された社会への警鐘～」  
 内山 節（哲学者）

### 第33回（2010年11月5～7日）名古屋市、参加者数2100人

サブスローガン「公共サービスの再生・改革は、地域と職場の『現場力』から」  
 講演に代えて参加者2100人による会場全体ディスカッション「いま私たちにできることは何か」



# 自治研 きのう・今日・あした

自治研活動とは何か・・・ なぜはじめられたのか・・・

自治研の原点を振り返りながら、現在全国各地で展開されている自治研活動を紹介。「こうしたらもっと市民に喜ばれるのに」と仕事で思ったとき、それが自治研活動のはじまりです。

## Contents

- scene ① 自治研のはじまり
- scene ② 自治研の歴史
- scene ③ 自治研活動の実例紹介

- 島根 松江市職員ユニオン
- 愛知 稲沢市職労 現業学校支部
- 北海道 足寄町職労
- 徳島 三好市職労連
- 福井 丹南市民自治研センター



■企画／自治労 ■監修／自治研中央推進委員会 ■お問い合わせ／自治労 政策局 TEL.03-3263-0274

30min



## 定期購読のおすすめ

# 自治体改革のヒント 「地域活性化」の ここにある

実例

# 月刊自治研

創ろう! 市民自治のゆたかな社会

こんな方に



- 公共サービスの最前線で働く職員
- 自治体の企画・政策セクションの担当者
- 労働組合の役員・書記
- 県議会・市議会等の地方議員、首長
- 地域運動に携る市民グループ・NPO団体
- 地方自治を研究している学生・研究者
- 全国の図書館

## 『月刊自治研』とは

◎1959年に自治労（全日本自治団体労働組合）によって創刊。50年以上にわたって発刊され、600号を超える月刊誌です。行政の最前線に立つ自治体労働者を中心としながらも、研究者、地方議員、地域の人びとや市民団体・NPOなど、さまざまな方々が紙面に登場し、地方自治、公共サービスについて考え、問題提起をしています。編集は自治研中央推進委員会が行っています。

## 『月刊自治研』定期購読のお願い

### 年間購読料

**7,800円**(消費税・送料込み)

※定期購読は、年度分(4月号～次年度3月号)一括払いです。

### 1冊のみの場合

**800円**(消費税・送料込み)

## お問合せ・お申込み先

株式会社自治労システムズ 自治労出版センター  
〒102-0085 東京都千代田区六番町2-15  
自治労第2会館  
TEL 03-3263-2023 FAX 03-5213-5485  
<http://www.jichiro.gr.jp/jichiken/index.html>

労働組合をなんにも知らない『宮崎なつき』が  
執行委員になって組合活動に取り組んだら

## THE JICHIKEN

【自治研活動の実践】

### 編集委員

山木 紀彦（北海道本部）  
橋本 浩一（福島県本部）  
榎本 朋子（新潟県本部）  
魚屋 達雄（群馬県本部）  
黒柳 浩樹（長野県本部）  
服部 久美（三重県本部）  
辰巳 信彦（兵庫県本部）  
岡本 紀子（岡山県本部）  
青木真理子（島根県本部）  
石川 俊二（高知県本部）  
佐藤 俊生（大分県本部）  
南部美智代（自治労本部）  
永田 一郎（自治労本部）  
南雲 聡樹（㈱レーベン企画）



**あなたの職場にも「なつき」は必ずいます。  
その「なつき」がだれか、あなた自身でみつけてみましょう。**

---

発行日●2011年8月

発行●全日本自治団体労働組合（自治労）

〒102-8464 東京都千代田区六番町1 TEL.03-3263-0262（代表）

編集●自治研中央推進委員会

---

〈イラスト〉 蒼田山/ad-manga.com

〈参考文献〉「もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら」

著者：岩崎夏海 発行所：ダイヤモンド社

〈転載文献〉月刊「自治研」

編集：自治研中央推進委員会 発行所：㈱自治労システムズ

・2006年11月号 No.566号 「ふり返っての自治研活動」 寄本勝美

・2008年4月号 No.583号 「地方自治研究活動の創設と〈論跡〉」 佐藤俊一

・2009年9月号 No.600号 「自治研が地域の未来を変える」 宮本憲一

---

